

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

○知事指定薬物の指定	(薬務課)	一
○認証食品の認証	(食産業振興課)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二
○市街地再開発組合の定款変更の認可	(同)	二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	二
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	三
○参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する 収支報告書の要旨		三
○監査委員		八
○収用委員会		三三
○仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件裁決手続開始決定		三三
○仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件審理の開始		三三
○仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件審理の開始について公示による 通知		三三

## 告 示

○宮城県告示第千三十九号  
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。  
平成二十八年十二月二十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 知事指定薬物の名称

1 化学名 メチルニ「二」(シクロヘキシルメチル)「一」H「一」インドール「三」カルボキサ  
ミド「一」三「一」メチルブタノアト及びその塩類(通称名:AMBICHMICA又はMMBIC  
HMICA)

2 化学名 ニ「四」エトキシ「三」五「一」ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類(通  
称名:Escaline)

3 化学名 N「一」(「一」フェネチルピペリジン「四」イル)「一」N「一」フェニルフラン「二」カルボキ  
サミド及びその塩類(通称名:Furanylfentanyl又はFuif)

### 二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有  
する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある  
と認められるため。

### 三 指定の効力が生ずる日

平成二十八年十二月二十七日

### ○宮城県告示第千四十号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品  
を次のとおり認証した。  
平成二十八年十二月二十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 認証食品

認証 番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
百四十 三	ち 枥つきも	有限会社耕合アグリ サービス	有限会社耕合アグリ サービス加工場	名取市下増田字土手東二三番 地

### 二 認証年月日

平成二十八年十二月十六日

○宮城県告示第千四十一号  
 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、  
 農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要  
 別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十八年十二月二十六日

○宮城県告示第千四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
 変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県  
 気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道  
 二 路 線 名 三九八号  
 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町戸倉字津野一四番一地从 から	前	七・五	一・二〇・〇	三六三・五	
	後	七五・五	一・二〇・〇	三六三・五	
同郡同町戸倉字千谷九一番一地从先まで					三六三・五

○宮城県告示第千四十三号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法  
 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の  
 縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 愛島郷地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第千四十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発  
 組合の定款の変更について認可した。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年三月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

石巻市中央一丁目十二番一、十二番三、十二番四、十二番五、十二番六、十三番一、十三番二、  
 十三番三、十三番四、十三番五、十三番六、十三番七、十五番一、十六番一、十六番四、十七番二、  
 十八番一、十八番二、十八番三、十八番四、十八番五、十八番六、十八番八、二十三番一、二十三  
 番三、二十三番四及び二十三番五

四 事務所の所在地

石巻市中央二丁目七番六号

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月十八日

六 変更の内容

事務所の所在地を「石巻市中央二丁目十四番五号」に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十八年十二月十五日

○宮城県告示第千四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画  
 の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

本吉郡南三陸町志津川字廻館八十四番五の一部、八十九番二の一部、九十一番の一部、九十二番六の一部、九十二番九の一部、九十二番十の一部、百七十六番四の一部、百七十七番一、百七十八番二の一部、百九十六番二の一部、二百三十六番の一部（二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があつたので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 49,084,400 円

3 報告書の要旨  
 候補者氏名 熊谷大 所属党派 自由民主党  
 出納責任者氏名 菅原健  
 平成28年4月15日から第1回分  
 期間 平成28年7月23日まで

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円 政党 12,000,000 円	人件費 2,118,000 円 家賃費 7,842,707 円 選挙事務所費 7,493,639 円 集会会場費 349,068 円 通信費 158,663 円 交通費 14,160 円 印刷費 2,766,776 円 広告費 1,966,184 円 文具費 273,621 円 食糧費 439,574 円 雑費 100,410 円 雑費 3,391,389 円
その他の寄附 - 件 その他の収入 - 今回計 5,000,000 前回計 17,000,000 総計 17,000,000	今回計 19,671,464 前回計 - 総計 19,671,464
支出のうち公費負担相当額	
選挙運動用通常薬書の作成 353,400	
ビラの作成 1,004,500	
ポスターの作成 1,408,876	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成 164,742	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 207,968	
個人演説会の立札及び看板の類の作成 198,625	
計 3,338,111	

報告書受理年月日 平成28年7月25日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 49,084,400 円

3 報告書の要旨  
 候補者氏名 熊谷大 所属党派 自由民主党  
 出納責任者氏名 菅原健  
 平成28年7月24日から第2回分  
 期間 平成28年8月22日まで

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円 政党 17,000,000 円	人件費 - 円 家賃費 - 円 選挙事務所費 - 円 集会会場費 - 円 通信費 300,115 円 交通費 - 円 印刷費 17,280 円 文具費 - 円 食糧費 - 円 雑費 30,656 円
その他の寄附 - 件 その他の収入 - 今回計 17,000,000 前回計 17,000,000 総計 17,000,000	今回計 348,051 前回計 19,671,464 総計 20,019,515
支出のうち公費負担相当額	
選挙運動用通常薬書の作成 353,400	
ビラの作成 1,004,500	
ポスターの作成 1,408,876	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成 164,742	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 207,968	
個人演説会の立札及び看板の類の作成 198,625	
計 3,338,111	

報告書受理年月日 平成28年8月26日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨			
1 選挙の種類	平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	49,084,400 円	
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)		49,084,400 円	
3 報告書の要旨			
候補者氏名	熊谷 大	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	菅原 健	期 間	平成28年8月23日から 平成28年9月20日まで 第 3 回分
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄 附 額) 円	支 出	支 出
		人件費	- 円
		家賃費	-
		選挙事務所費	-
		集会会場費	-
		通信費	219,902
		交通費	-
		印刷費	-
		広告費	-
		文具費	-
		食糧費	-
		雑費	-
その他の寄附	- 件	今 回 計	219,902
その他の収入	-	前 回 計	20,019,515
今 回 計	17,000,000	今 回 計	20,019,515
前 回 計	17,000,000	前 回 計	20,019,515
総 計	17,000,000	総 計	20,239,417
支出のうち公費負担相当額		目	金 額
		選挙運動用通常葉書の作成	353,400
		ビラの作成	1,004,500
		ポスターの作成	1,408,876
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625
		計	3,338,111
報告書受理年月日	平成 28 年 9 月 21 日	第 3 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨			
1 選挙の種類	平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙	49,084,400 円	
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)		49,084,400 円	
3 報告書の要旨			
候補者氏名	桜井 充	所属党派	民進党
出納責任者氏名	針生 庸一	期 間	平成28年5月27日から 平成28年7月25日まで 第 1 回分
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄 附 額) 円	支 出	支 出
		人件費	1,913,840 円
		家賃費	1,779,866
		選挙事務所費	1,052,644
		集会会場費	727,222
		通信費	432,090
		交通費	623,516
		印刷費	3,019,670
		広告費	1,555,472
		文具費	855,401
		食糧費	729,208
		雑費	486,230
		雑	2,631,548
その他の寄附	- 件	今 回 計	14,026,841
その他の収入	-	前 回 計	-
今 回 計	13,500,000	今 回 計	14,026,841
前 回 計	13,500,000	前 回 計	14,026,841
総 計	13,500,000	総 計	14,026,841
支出のうち公費負担相当額		目	金 額
		選挙運動用通常葉書の作成	353,400
		ビラの作成	997,750
		ポスターの作成	1,313,200
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,880
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	184,680
		計	3,211,910
報告書受理年月日	平成 28 年 7 月 25 日	第 1 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 49,084,400 円

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨  
 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 49,084,400 円

3 報告書の要旨	候補者氏名	桜井 充	所属党派	民進党	平成28年7月26日から 第2回分 期間 平成28年8月4日まで
	出納責任者氏名	針生 庸一			

3 報告書の要旨	候補者氏名	桜井 充	所属党派	民進党	平成28年8月5日から 第3回分 期間 平成28年9月5日まで
	出納責任者氏名	針生 庸一			

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出
		円	円
			人件費
			家屋費
			選挙事務所費
			集合会場費
			通信費
			交通費
			印刷費
			広告費
			文具費
			広文費
			食糧費
			雑費
			299,722
その他の寄附	- 件	-	今 回 計
その他の収入	-	-	前 回 計
今 回 計		13,500,000	14,026,841
前 回 計		13,500,000	
総 計		13,500,000	14,463,862

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出
		円	円
			人件費
			家屋費
			選挙事務所費
			集合会場費
			通信費
			交通費
			印刷費
			広告費
			文具費
			広文費
			食糧費
			雑費
			57,672
			57,672
			313,550
			-
			-
			15,280
			746,888
			-
			-
			354,042
その他の寄附	- 件	-	今 回 計
その他の収入	-	-	前 回 計
今 回 計		13,500,000	14,463,862
前 回 計		13,500,000	
総 計		13,500,000	15,951,294

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	353,400
ビラの作成	997,750
ポスターの作成	1,313,200
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,880
個人演説会の立札及び看板の類の作成	184,680
計	3,211,910

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	353,400
ビラの作成	997,750
ポスターの作成	1,313,200
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,880
個人演説会の立札及び看板の類の作成	184,680
計	3,211,910

報告書受理年月日 平成 28 年 8 月 5 日 第 2 回報告分

報告書受理年月日 平成 28 年 9 月 5 日 第 3 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 49,084,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	油井哲史	所属党派	幸福実現党	平成28年5月6日から 第1回分 期間 平成28年7月22日まで
出納責任者氏名	油井哲史			

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) 幸福実現党宮城県本部 細川三紀夫 石川園江	人件費 家賃費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 雑費
(職 業) (寄 附 額) 政治団体 5,994,559 円 会社員 1,000,000 主婦 102,000	102,000 102,000 28,273 6,998 2,123,123 1,411,979 105,342 - - 85,959
その他の寄附 - 件 その他の収入 - 今 回 計 7,098,559 前 回 計 - 総 計 7,098,559	今 回 計 3,863,674 前 回 計 - 総 計 3,863,674

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
-	選挙運動用通常薬書の作成	-
-	ビラの作成	-
-	ポスターの作成	-
-	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	-
-	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
-	個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
-	計	-

報告書受理年月日 平成 28 年 7 月 22 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 49,084,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	油井哲史	所属党派	幸福実現党	平成28年7月23日から 第2回分 期間 平成28年8月8日まで
出納責任者氏名	油井哲史			

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額) 円	人件費 家賃費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 雑費
- 件 その他の収入 - 今 回 計 7,098,559 前 回 計 7,098,559 総 計 7,098,559	11,558 - - - - - - - - - - 12,443
その他の寄附 - 件 その他の収入 - 今 回 計 24,001 前 回 計 3,863,674 総 計 3,887,675	今 回 計 24,001 前 回 計 3,863,674 総 計 3,887,675

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
-	選挙運動用通常薬書の作成	-
-	ビラの作成	-
-	ポスターの作成	-
-	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	-
-	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
-	個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
-	計	-

報告書受理年月日 平成 28 年 8 月 8 日 第 2 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 49,084,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名 油井哲史 所属党派 幸福実現党 平成28年8月9日から 第3回分 期間 平成28年8月19日まで

出納責任者氏名 油井哲史

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費
(職業) (寄附額) 円	家賃
	選挙事務所費
	集会会場費
	通信費
	交通費
	交印広文食休雑
	印刷費
	器具費
	備品費
	雑費
	540
その他の寄附	
その他収入	今回計
今回計	前回計
前回計	総計
総計	54,540
	7,098,559
	3,887,675
	7,098,559
	3,942,215
	54,540

項目	金額
選挙運動用通啓葉書の作成	
ビラの作成	
ポスターの作成	
選挙事務所立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会立札及び看板の類の作成	
計	

報告書受理年月日 平成28年8月22日 第3回報告分

監査委員

○宮城県監査委員告示第95号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果(平成28年12月12日付けで請求人に通知)を次のとおり公表する。

平成28年12月26日

宮城県監査委員 工藤鏡子  
宮城県監査委員 成田由加里

第1 請求のあった日

平成28年10月12日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階  
仙台市民オンブズマン代表 原田 憲

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき、自由民主党・県民会議、同党派所属の中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、平成27年10月まで同党派に所属していた皆川章太郎議員に対して交付された政務活動費の支出について厳正なる監査を行い、違法な部分について、宮城県知事に対し、自由民主党・県民会議から宮城県に返還を求めると、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

2 請求の理由

(1) 本件請求の概要

イ 自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に、別紙一覧表記載のとおり、ノートパソコン及び附属機器計18台、デスクトップパソコン及び附属機器等計36台、iPad計16台を総額1,792万1,506円で購入し、この購入金額全額について政務活動費を充当したところ、

① これらのノートパソコン、デスクトップパソコン、iPad等は、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものであるとはいえないのであるから、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(平成16年宮城県条例第38号。以



報 告 書

下「条例」という。)及び「政務活動費の手引」(以下「手引き」という。)の事務費の充当指針に違反する。

② 仮に上記のパソコン等が政務活動に直接必要であると認められるものであったとしても、購入金額全額について政務活動費を充当することは手引きの按分の方法に違反し、50%を超える充当は許されない。

また、平成26年3月20日に有限会社アクテイブからパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1,319万1,255円で購入した件については、発注から搬入に至るまで必要もないのに複数の業者が介在していることから、購入金額が不当に高く設定された疑いが大きい。少なくとも有限会社アクテイブから発注を受けた○○○○○から有限会社アクテイブに対する請求金額以上の金額部分は不当に高く設定されたものであって、政務活動に直接必要である支出であるとは認められないことから、当該部分について政務活動費を充当することは許されない。

ロ さらに、仮に、自由民主党・県民会議が購入した上記のパソコン等が政務活動に直接必要であると認められるものであったとすれば、少なくとも平成26年3月20日以降は同党派所属議員は全員パソコン等を所有して100%政務活動に使用していたことになるのであるから、同党派所属議員は平成26年3月20日以降政務活動のためにパソコン等を自ら購入する必要はないことになる。そうであるにもかかわらず、中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、皆川章太郎議員は、パソコン等を購入したりリースしたりしているのであるから、これらの議員は政務活動に直接必要ないパソコン等を購入したりリースしたりしていたことになり、条例及び手引きの事務費の充当指針に違反する。

ハ 以上のとおり、自由民主党・県民会議 同党派所属の中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、平成27年10月まで同党派に所属していた皆川章太郎議員は違法かつ不当に政務活動費を充当したとすべきであり、これにより宮城県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求めるものである。

(2) 本件の事情

イ 当事者について

(イ) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。

(ロ) 自由民主党・県民会議は、現在宮城県議会議員32名が所属する宮城県議会における党派である。なお、平成27年10月25日に執行された宮城県議会議員一般選挙前の宮城県議会議員の任期においては、宮城県議会議員33名が所属していた。

員(中山耕一議員)は、宮城県議会議員一般選挙黒川選挙区(大和町・富谷町・大郷町・大衡村)において平成15年に初当選し、以来現在まで4期連続で宮城県議会議員を務め、平成28年6月15日より宮城県議会議長の役職にある者である。中山耕一議員は、自由民主党・県民会議に所属し、平成25年11月に自由民主党・県民会議の幹事長に就任していた。

石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員は、3期ないし4期連続で宮城県議会議員を務め、自由民主党・県民会議に所属している者である。皆川章太郎議員は4期連続で宮城県議会議員を務め、自由民主党・県民会議に所属していたが、平成27年10月に実施された宮城県議会議員一般選挙において落選した者である。

(二) 有限会社アクテイブは、中山耕一議員の選挙区内である宮城県黒川郡富谷町あけの平二丁目24番地7を本店所在地として、事務用機械器具の販売を手掛ける会社である(資料1)。同社は上記のとおり平成26年3月20日に自由民主党・県民会議からパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1,319万1,255円で受注したところ、そのままパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を○○○○○に対し発注したものである。

ロ 自由民主党・県民会議、党派所属議員のパソコン環境  
(イ) 宮城県議会では、宮城県議会議員各人に対し、ノートパソコンを1台ずつ貸与されている。自由民主党・県民会議所属の宮城県議会議員も、この貸与されたノートパソコンを議員活動及び政務活動に有効に活用していることである(資料3)。

(ロ) 自由民主党・県民会議は、宮城県議会から貸与されたノートパソコン以外にも、以下のとおりノートパソコン、デスクトップパソコン、iPad等を購入してきた(詳細は別紙一覧表記載のとおり)。

年月日	金額	支払先	主な購入品	按分率
H25. 3. 14	264万4,431円	ニシマキ・オフ イノベーション(株)	東芝製ノートパソコン 18台 (DynaBook Satellite B552/H PB552HEBPR7A31)	100%
H25. 3. 19	77万8,050円	松本事務器株式会社	NECパソコン 1台 (PC-MK331LZ2JFSF)	100%
H25. 3. 28	92万6,800円	ヨトバシカメラ 仙台台店	iPad 16台	
H26. 3. 20	1,319万1,255円	有限会社アクテ イブ	富士通製デスクトップPC 33台 (ESPRIMO Core-i5 F5MVD0702TP)	100%

H28. 2. 29	38万970円	御システムズ	デスクトップパソコン 2台	100%
------------	---------	--------	---------------	------

したがって、自由民主党・県民会議は、現在、少なくともノートパソコン18台、デスクトップパソコン36台、iPad16台を所持していることになる。

なお、購入時期が年度末に偏っていることに注意が必要である。

(ハ) 仙台市民オンブズマンが自由民主党・県民会議所属の宮城県議会議員の政務活動費の充当状況のうち、近時の事務費の充当状況を調査したところ、同党派所属議員は、以下のとおり政務調査費ないし政務活動費からパソコンを購入ないしリースしていた（あくまで事務費の調査から判明したものであり、他の名目で充当された場合については未調査である）。

議員	年月日	支払額	摘要	按分率
石川 利一	H23. 12. 24	8万9,400円	パソコン代	50%
	H23. 12. ~ H26. 8. まで 毎月	毎月 1万4,227円	パソコンリース代	50%
佐々木幸士	H26. 9. 3	2万21,400円	パソコンリース代	50%
	H26. 10. 3 ~ H27. 11. 4 まで 毎月	毎月 1万1,070円	パソコンリース代	50%
村上 智行	H24. 1. 18	7万22,760円	パソコン代	50%
	H25. 1. 9	7万4,900円	パソコン代	50%
高橋 伸二	H23. 12. 29	6万7,906円	パソコン代	50%
	H23. 12. 11	2万9,900円	パソコン代	50%
菊地 恵一	H23. 12. ~ H26. 2. 3 まで 毎月	毎月 1万31,250円	パソコンリース代	50%
	H26. 4. 3	2万55,150円	パソコンリース代	50%
石川光次郎	H26. 5. ~ H27. 11. まで 毎月	毎月 1万2,757円	パソコンリース代	50%

佐藤 光樹	H23. 11. 29	3万4,835円	iPad	50%
	H23. 12. 18	7万5,000円	パソコン代	50%
長谷川 敦	H24. 12. 1	8,400円	iPadミニ	50%
	H26. 7. 16	4万3,657円	パソコン代	1/3
中沢 幸男	H25. 3. 22	4万9,875円	ノートパソコン代	50%
	H25. 10. 21	5万4,000円	タブレットパソコン代	50%
中島 源陽	H26. 7. 4	14万円	ノートパソコン代	100%
	H27. 3. 18	3万8,520円	パソコン・プリンタ	8/48 8/60
皆川章太郎 (元職)	H24. 7. 3	4万9,800円	パソコン・筆まめソフト代	50%
	H26. 5. 24	7万5,000円	パソコン・事務機、インターネット環境等の管理代	50%
寺澤 正志 (元職)	H23. 12. 19	1万5,225円	パソコン・プリンタリース代	100%
	H24. 1. 18	7,875円	パソコンリース代	50%
川嶋 保美 (元職)	H24. 2. ~ H26. 3. まで 毎月	7,612円	パソコンリース代	50%
	H26. 4. ~ H27. 10. まで 毎月	7,687円	パソコンリース代	50%
中山耕一	H24. 11. 12	5万31,300円	パソコン2台分事務所用・本人用	50%
	H26. 2. 5	3万4,900円	ノートパソコン代	50%
議員	年月日	支払額	摘要	按分率
	H21. 9. 28	4万6,400円	パソコン代	50%

なお、中山耕一議員の近時のパソコンの購入状況は以下のとおりとなっている。

中山 耕一	HE22. 6. 7	5万4,900円	デスクトップパソコン代	50%
	HE23. 2. 13	4万2,390円	ノートパソコン代	50%
	HE28. 4. 11	6万5,000円	富士通製パソコン ESPRIMO FMVVF53XDB	50%

以上のように、自由民主党・県民会議所属の宮城県議会議員の事務費の充当状況を調査した限り、同党派所属議員のうち少なくとも14名が政務調査費ないし政務活動費によってパソコンを購入していた。

注意を要するのは、その他の議員がパソコンを所持していなかったというわけではないということである。事務費以外の名目でパソコンを購入していた可能性があり、個人的にパソコンを所持しており政務調査費ないし政務活動費でパソコンを購入する必要がなかった可能性もある。

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各党派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、法第232条の2に定める補助金であり、法第100条第14項及び第16項、条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各党派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各党派は速やかに当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（条例第16条）。そして各党派は政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各党派に所属する議員を指導監督することが求められている（条例第11条）。

政務活動費は「党派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（条例第2条）、今回問題となっている事務費については「党派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費」と定められている（条例別表）。

(ロ) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた手引きによれば、事務費の充当指針について「政務活動費は、原則的には政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。このことから、備品や消耗品の購入に政務活動費を充当する場合には、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定すべき」と定められている。

自由民主党・県民会議は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと

(イ) 政務活動に直接必要のないパソコン等を購入したこと

仙台市民オンブズマンが平成28年9月1日付で、自由民主党・県民会議及び中山耕一議員に対し、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に有会社テクノテックからパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1,319万1,255円で購入した理由等を質問したところ（資料2）、自由民主党・県民会議は平成28年9月23日付で仙台市民オンブズマンに回答書を示し、会派所属議員が県議会控室以外の拠点で質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信を行うためにパソコンを購入し、会派所属議員に貸与した旨回答した（資料3）。

自由民主党・県民会議が平成25年3月14日に購入したノートパソコン18台等、同年3月19日に購入したデスクトップパソコン1台等、同年3月28日に購入したiPad計16台、平成28年2月29日に購入したデスクトップパソコン2台についても、上記と同様の使用目的で購入されたものと考えられる。

しかし以下に述べるように、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等については、会派所属議員が県議会控室以外の拠点で質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信を行うためにパソコンを購入し、会派所属議員に貸与したとは考えられず、自由民主党・県民会議の説明は信用できない。そうすると、これらのパソコン等については政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは言えないのであるから、これらの購入費用に政務活動費を充当することは、条例及び手引きの事務費の充当指針に違反するのであるから、違法かつ不当であるといえるべきである。

A パソコン等を購入するかどうかは会派所属議員個人の判断に委ねられているはずであること

上記第2の2でまとめたように、自由民主党・県民会議所属議員は、それぞれの判断

で、パソコンやiPadを購入したり、パソコンをリースしたりして、これらの費用を事務費として政務活動費を50%控分して充当している。この事実が示すことは次の点である。

① 会派所属議員は、政務活動にパソコン等が必要となるのであれば、自分の判断でパソコン等を購入したりリースしたりしていた。

② パソコン等の購入費用、リース費用について50%控分して政務活動費を充当していることからすると、政務活動のためにパソコン等が必要であると考えた会派所属議員ですら、購入したりリースしたりしたパソコン等を100%政務活動に用いるのではなく、後援会活動や政党活動もしくは純粋に私的な目的でパソコン等を使用することがあった。要するに会派所属議員が自分の判断で購入したりリースしたりしたパソコン等においてすら50%を超えて政務活動に用いることはないことを自認していた。

③ 会派所属議員は政務活動にパソコン等が必要となるのであれば、自分の判断でパソコン等を購入したりリースしたりしていただくことを裏返せば、自分の判断でパソコン等を購入したりリースしたりする必要がなかったということがある。その理由としては、個人的にパソコンを所有してそのパソコンを政務活動にも用いることがあったか、会派控室以外でパソコン等を用いる必要がなかったことが考えられる。この①②③の点からすれば、政務活動のためにパソコン等が必要かどうかは会派所属議員の対応に委ねられているのであるし、すでに所有していたパソコンですら100%政務活動のために用いていたわけではないのであるから、自由民主党・県民会議が会派所属議員のためにパソコン等をまとめて購入して貸与する理由はないことになる。したがって、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えない。

B 一部の会派所属議員については供給過剰となっていること

上記第2の2でまとめたことからすると、自由民主党・県民会議がパソコン等を大量購入した時点で、中山耕一議員、佐藤光樹議員はすでに少なくとも3台パソコン等を所有していたし、長谷川敦議員、村上智行議員、寺澤正志議員（元職）も2台パソコンを所有していた。

自由民主党・県民会議は、パソコン等の利用目的として、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等を挙げているが、こ

れらはパソコン1台あれば十分に目的を達することができるとは言えない。したがって、少なくとも上記に指摘した議員については、会派がパソコン等を貸与するとすると、明らかに供給過剰となる。

そうすると、少なくともこれらの会派所属議員について、自由民主党・県民会議がパソコン等を購入して貸与する必要はないはずであるから、自由民主党・県民会議の説明は信用できないものとなる。そうすると、理由を説明できない物を買ったことになるのであるから、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えない。

C 小括

以上述べたとおり、パソコン等を購入するかどうかは会派所属議員個人の判断に委ねられているはずであるから、自由民主党・県民会議が会派所属議員のためにパソコン等をまとめて購入して貸与する理由はないのであるし、一部の会派所属議員については供給過剰となっていることからすると、自由民主党・県民会議がパソコン等を購入して会派所属議員に対して貸与する必要はないはずである。

そして、パソコン等の購入時期が年度末に偏っていることからすると、年度末に余った政務活動費を使い切るためにパソコン等の購入に及んだと考えるほかない。

したがって、自由民主党・県民会議が購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えない。

(ロ) 少なくとも100%充当することは許されないこと

仮に自由民主党・県民会議の説明が信用できるものであるとしても、以下に述べるところ、購入金額について100%政務活動費が充当されるのは違法かつ不当である。

A 自宅もしくは事務所で使用されているパソコン等は50%に控分されるべきであること  
手引きは、控分の支出のあり方について、「会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多い。このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが、不適當な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって控分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。」と定め、「控分割合が明確にできない場合は、2分の1以下で控分する。(2分の1を超える充当には合理的な理由を明記)」としている。

上記第2の2でまとめた各会派所属議員が、パソコン等の購入代金ないしリース料について50%控分して政務活動費を充当しているのは、県議会控室以外の場所、例えば事

事務所等で用いるパソコン等については、按分割合が明確にできない場合であるから50%に按分していると考えられる。

そうすると、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等については、各会派所属議員が県議会控室以外の拠点、例えば事務所・自宅等で用いられるのであるから、会派所属議員が個人の判断で購入したパソコン等と同様、按分割合を明確にすることはできないと考えるのが合理的である。

したがって、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等の購入代金について政務活動費を充当できるのは、50%が上限であるといふべきである。よって、50%を超えて充当した部分は違法かつ不当であるといふべきである。

#### B 購入金額の水増し分について充当することは許されないこと

自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に有株式会社アクテナイアからパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1,319万1,255円で購入した件について、自由民主党・県民会議は、有株式会社アクテナイアから購入した理由は相見積をとった結果であること、値引き交渉について承知していないことを回答している（資料2）。

有株式会社アクテナイアの請求書記載のパソコン・プリンタ周辺機器他一式の価格は、少なくともインターネット上の価格調査（価格ドットコム）によって判明した価格以上であって、値引きをされているものではない。

また有株式会社アクテナイアはパソコン等の卸売をしている業者ではなく、パソコン等を○○○○○○に発注し、さらに○○○○○○から○○○○○○○○○○に発注がなされ、各議員の事務所、自宅等にパソコン等が搬入された。このように発注から搬入に至るまで必要もないのに複数の業者が介在していた。

一般的な取引慣習からすれば、多数のパソコン等が発注されれば、適宜値引きがされるのがおぼつうである。そうであるにもかかわらず値引きは一切なされていないこと、そして発注から搬入に至るまで必要もないのに複数の業者が介在していることから、介在した業者が利益を得られるように購入金額が不当に高く設定された疑いが大きいといふべきである。とりわけ有株式会社アクテナイアが当時自由民主党・県民会議の幹事長であった中山耕一議員の選挙区内に所在していることからすると、中山耕一議員が幹事長としての影響力を行使して、購入金額を有株式会社アクテナイアの言い値で高く設定した疑いがある。

そうすると、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に購入したパソコンについて

有株式会社アクテナイアに対し支払った金額のうち、少なくとも○○○○○○○が有株式会社アクテナイアに請求した金額以上の金額部分は、政務活動に直接必要な支出であるとはいえないのであるから、違法かつ不当であるといふべきである。

#### ハ) 小括

以上のとおり、自由民主党・県民会議が購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えないのであるから、購入代金について充当した政務活動費全額が違法かつ不当である。

また、仮に自由民主党・県民会議の購入理由についての説明が信用できるものであるとして、購入代金について充当した政務活動費のうち50%を超える部分は違法かつ不当である。さらに、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に購入したパソコン等の購入代金については、少なくとも○○○○○○○が有株式会社アクテナイアに請求した金額以上の金額部分は違法かつ不当である。

#### ハ 同会派所属議員が平成26年3月20日以降にパソコン等を購入したり、リースしたりすることは許されないこと

仮に自由民主党・県民会議が、平成26年3月20日に有株式会社アクテナイアからパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1,319万1,255円で購入した件について、会派所属議員が県議会控室以外の拠点で政務活動を行えるようにするため会派所属議員に貸与したとの説明が信用できるものであると判断された場合には、同会派所属議員は平成26年3月20日以降政務活動のためにパソコン等を自ら購入等する直接の必要はないことになる。

そうであるにもかかわらず、上記第2の2でまとめたように平成26年3月20日以降、中山耕一議員は1台、佐藤光樹議員は1台、長谷川敦議員は2台、中島源陽議員は1台、それ以外のパソコンを購入しており、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、皆川章太郎議員はパソコン等のリースを続けていたのであるから、これらの議員は政務活動に直接必要のないパソコン等を購入したりリースしたりしていったことになる。

したがって、中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、皆川章太郎議員がパソコン等を購入したりリースしたりしたこととに費やした費用について政務活動費を充当することは条例及び手引きの事務費の充当指針に違反する。

#### (4) 結語

以上述べてきたように、本件のポイントは、自由民主党・県民会議が必要もないパソコン等を大量に購入したことにある。この点については、自由民主党・県民会議の政務活動費

公 報 監 査 要 領

の無駄遣い体質を象徴するものとして厳しく非難されるべきである。また、パソコン等の大量購入時期が年度末にあたることからすると、年度末に余った政務活動費を使い切ろうという体質も窺われ、この点も厳しく非難されるべきである。

政務活動費の領収証等のネット公開制度が開始される前に政務活動費の無駄遣い体質、使い切り体質を改めなければ、政務活動費制度に対する県民の信頼は大いに揺らぐことになる。今回の監査請求事件は、政務活動費の無駄遣い体質、使い切り体質を改める重要な意義を有するのであるから、自由民主党県民会議から各会派所属議員に貸与されているというパソコン等の外觀を写真撮影して提出させたり、パソコンのデスクトップ画面、ウェブブラウザの閲覧履歴・お気に入り、Word・Excel等の利用履歴などを、パソコン画面に表示させて写真撮影させて提出させたりするなど客観的証拠(資料4)を中心に調査を行い、適切に事実認定することを求める。

そして単に自由民主党・県民会議に政務活動費の返還を求めただけでなく、政務活動費の無駄遣い、使い切りを意図的に行ったという事案の悪質さに鑑みて自由民主党・県民会議に対して政務活動費の充当時からの利息の支払いも求めるべきである。

さらに政務活動費の無駄遣い・使い切り体質の原因を解明し、政務活動費の無駄遣い・使い切りの問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

3 添付資料

(1) 事実証明書 1通 (別紙1 措置請求書の別紙一覧表)

(2) 各資料 各1通

資料1 有限会社テクノアの履歴事項

資料2 自由民主党・県民会議の平成28年9月23日付回答書

資料3 仙台市民オンブズマンによる平成28年9月1日付質問書

資料4 調査方法についてまとめたペーパー

第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

1 齋藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。

2 議会の会派又は無会派議員に交付された政務活動費は、知事の管理を離れ、公金に該当しないことから、会派又は無会派議員による政務活動費の支出は、法第242条第1項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件請求は、会派の政務活動費の支出又は会派を経由した所属議員の政務活動費の支出に違法なものがあらず、知事は、会派又は所属議員に対する不当利得返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行使しないという「違法又は不当に財産の管理を怠る

事実」があり、これについて監査及び措置を請求しているものとして、次の3に記載するものを除き、受理することとした。

3 請求人は、監査委員に「政務活動費の無駄遣い・使い切り体質の原因を解明し、政務活動費の無駄遣い・使い切りの問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める」としてはいるが、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、財務会計行為に係るものに限定されるものである。以上のことから、制度全般に係る措置の請求は、不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している、平成25年3月から平成28年2月までの政務活動費に係る自由民主党・県民会議の支出及び自由民主党・県民会議を経由した所属議員の政務活動費の支出が、条例、条例施行規程及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲(以下「使途基準」という。)に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行使しないという「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととし、その対象は次のとおりとした。

(1) 自由民主党・県民会議が、平成25年3月から平成28年2月まで、パソコン等の購入に対し、総額17,921,506円を支払い、この全額について政務活動費を充当したこと。(以下「監査対象事項1」という。)

(2) 同会派所属の中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、皆川章太郎議員が、平成26年3月20日以降に、パソコン等を購入し、又はリースしたことについて政務活動費を充当したこと。(以下「監査対象事項2」という。)

(3) 知事に返還請求権が発生してした場合の利息の取扱い(以下「監査対象事項3」という。)

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成24年度以降の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類の写し等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長、中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、皆川章太郎議員を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出・陳述、補充書面の提出  
法第242条第6項の規定に基づき平成28年11月2日に実施した請求人による証拠の提出及び陳

報 告 書

述において、証拠（意見陳述書等）の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。できる限り提出された原文に即して記載する。

(1) 意見陳述書

本件の住民監査請求事件における監査について、請求人が補充しておきたい主張は、いかなる判断基準に基づいて自由民主党・県民会議、同会派所属の中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、皆川章太郎議員の政務活動費の支出の違法性・不当性を判断するか、監査に当たって具体的にどのような調査をすべきかについてである。

イ 判断基準について

(1) 宮城県議会議員には政務活動費の用途について厳しい説明責任が課せられていること

A 条例（以下「本件条例」という。）では、第13条第1項において年度末における収支報告書の提出義務を定め、第7項において収支報告書の提出にあたっては、政務調査ないし政務活動の主な実績を記載した実績報告書、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付する義務があることを定め、第8項において領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあつては、支払証明書を提出することを求めている。

そして条例施行規程第6条において、収支報告書の様式、実績報告書の様式、証拠書類の写しの添付の様式が定められているところ、これらの様式によれば、支出報告書を提出する際には、個々の政務活動費の支出について政務活動の内容を具体的に記載することが求められているといえる。

また、条例第15条では、議長は条例第13条第1項に基づいて提出された収支報告書等の写しを知事へ送付するものとされており、政務活動費の支出内容を執行機関にも通知することとしている。

さらに宮城県議会では、議会全会派の了解のもと手引きを定めて政務活動費の用途基準の解釈基準を詳細に定めているところである。

B 以上のように、条例等においては、政務活動費の支出の内容について具体的に記載した書面、資料を議長に提出することになっているし、執行機関にも政務活動費の支出について通知することになっているのである。このような政務活動費に関する条例等の定め方からすれば、宮城県においては、政務活動費の用途の透明性を重視する立場から、会派ないし各議員に政務活動費の用途について厳しい説明責任を負わせ、それにより政務活動費の支出の適正を図るものとされていると考えるべきである。

(ロ) 判例・裁判例について

A 名古屋高等裁判所平成20年4月24日判決は、「政務調査費が、市政に関する調査研究に資するため必要な経費とは認められないような目的外の使用に供された場合には、市の公金の損失において、会派が利得を得ていることになるから、市長は、不当利得返還請求権に基づき、会派に対して当該支出相当額の返還を命ずることができると解される。そして、このような場合には、不当利得返還を請求する者にその主張立証責任があることは、当然であるが、会派による政務調査費の使用が、その本来の用途及び目的に違反していることを推認させる一般的事実を不当利得返還を請求する者において立証した場合には、これを争う者において、その推認を妨げるべく、本来の用途及び目的に沿って使用したことを明らかにする必要があり、その反証に成功しなければ、不当利得返還請求が成立することになると解される。」と判示しているところである。

また、仙台高等裁判所平成20年11月11日判決は、「政務調査費の支出の用途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においてこれをみるに、交付された政務調査費の具体的用途を特定して主張立証し、それが用途基準に逸脱することを明らかにするまでの必要はなく、用途基準に合致した政務調査費の支出がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実（…）の存在が立証された場合において、各会派がこれに適切な反証を行わないときは、当該政務調査費の支出は用途基準に合致しない違法な支出であると推定される」と判示している。

B そして、最高裁判所平成22年3月23日判決・裁判集民23号279頁は、議員らが交付を受けた政務調査費から物品を購入するためにした支出につき、その支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる上告人主張の事実の存否等について十分に審理することなく、単に上記物品の品名を認定するなどしただけで直ちに上記支出が上記用途基準に反するものとはいえないとした原審の判断に違法があると判示したものであるところ、この判例については、用途基準に合致した政務調査費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在が主張立証された場合において、議員側がこれに適切な反証を行わないときは、当該政務活動費の支出は用途基準に合致しない違法な支出であると判断する考え方に依っていると評価されているところである（同判決の判例タイムズ解説、資料1）。

(ハ) 政務活動費不正支出問題が多発していること  
全国の地方議会において政務活動費については不正な支出が問題となっていることはいまや公知の事実である。全国市民オンブズマン連絡会議が政務活動費の返還を命じた裁判

例や住民監査請求での返還報告が出された近時の例は別紙のとおりとなり、極めて多数の政務活動費の支出が違法ないし不当であると判断されている。また連日のように政務活動費の不正支出に関するマスコミ報道がなされているところである。

このような状況からすれば、政務活動費の支出について県民・市民は大きな関心を持っており、議員の政務活動費の支出が合理的なものかどうか厳格に審査することを監査委員に期待しているというべきである。

したがって、政務活動費の支出に係る個別の事実から政務活動と果政との関連性を慎重に検討すべきである。

(二) 小括

以上のように条例の規定より、判例・裁判例の状況、社会通念の状況からすれば、政務活動費の支出に係る個別の事実から政務活動と果政との関連性を慎重に検討すべきであり、使途基準に合致した政務活動費の支出がなされたことを推認させる一般的な、外形的事実が認められる場合、党派・議員側が適切な反証を行わないときは、当該政務活動費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると判断すべきである。

ロ 披分割合が不明である場合について

(イ) 以上のように党派・議員側において適切な反証がなされず支出された政務活動費全額が違法となる場合は別論として、党派・議員側の反証によっても、当該政務活動費の支出については政務活動に利用される側面とそれ以外の活動に利用される側面とが混合しており、それらの割合が不明である場合もあり得るところである。

この場合も上記の考え方に基ついて、一般的、外形的事実から政務活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、党派・議員側において政務活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合に立証されない場合には、条例施行規程第7条第2項本文が「政務活動費に係る経費と政務活動費以外の経費を明確に区分けたい場合には、条例第13条第3項の規定により、従事割合その他の合理的な方法により披分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により披分することが困難である場合には当該経費に2分の1を超えない範囲の披分率を乗じて得た額を支出額とすることができるものとする。」と定めた趣旨に従い、当該経費の2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと判断するべきである。

(ロ) 裁判例

仙台高等裁判所平成28年6月22日判決は、「党派が行う活動は、調査研究活動のみにとどまるものではなく、議員が行う活動も、調査研究活動以外にも政党活動、後援会活動等

と広範かつ多岐にわたることが認められる」ことを前提に「党派や議員が使用する党派控室、事務所、事務用品等につき、調査研究活動のための利用とそれ以外の活動のための利用とが事実上混在する」場合について、「一般的、外形的事実から調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、各党派において調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を従事割合その他合理的な方法により算定することができる場合には、当該割合で披分した額を政務調査費から支出することが許されるが、これができる場合には、当該経費の2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである」としたうえで、「披分割合について説明を求められた場合には、その算定方法について、従事割合によって算定したことなどの方法に加えて、当該方法によって当該披分割合が算定されたことの合理性を基礎づけるに足りる程度の具体的な根拠を明らかにし得ることを要し、また、当該根拠について、その存在を疑うに足りる疑義が提起された場合には、これを否定するための相応の立証も要する」と判示しているところである。

(ハ) 小括

よって、党派・議員側において適切な反証がなされず支出された政務活動費全額が違法となる場合は別論として、党派・議員側の反証によっても、当該政務活動費の支出については政務活動に利用される側面とそれ以外の活動に利用される側面とが混合しており、それらの割合が不明である場合には、一般的、外形的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、党派・議員側において政務活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を適切に立証されないのであれば、当該経費の2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないと考えるべきである。

ハ 本件において行うべき調査の内容について

(イ) 自由民主党・県民会議の説明は信用できないこと

A 「NEWS 23」の取材に対する元議員2名の証言  
a TBSテレビの報道番組「NEWS 23」の本年9月26日の番組では、以下の事柄が報道されていた(以下「本件ニュース番組」という。資料2)。

- ① 自由民主党・県民会議所属議員がテレビ取材に対して、平成26年3月20日に有限会社テクノイブからデスクトップパソコン・プリンタ等一式33台を購入することについて、事前に党派執行部から説明を受けたことはなく、当時開催された党派総会で突如決定されたことと証言したこと。

- ② 自由民主党・県民会議に所属していた元議員2名が、仙台市民オンブズマンが9



月1日にパソコンの用途等について自由民主党・県民会議に公開質問をしたあと、テレビ取材に対して、平成26年3月20日に有限会社アケテイブから購入したデスクトップパソコン・プリンタ等一式33台の用途について以下のように証言したこと。

・元議員1名は、会派から渡されたデスクトップパソコン・プリンタ等について、捨てたこと。

・元議員1名は、会派から渡されたデスクトップパソコン・プリンタ等について、現在も使用していること。

以上のように、本件ニュース番組の報道内容から、自由民主党・県民会議が有限会社アケテイブからデスクトップパソコン・プリンタ等一式33台を購入するにあたって、自由民主党・県民会議所属の各議員がデスクトップパソコン・プリンタ等を必要としているのかどうかニーズを確認することなく、購入することが決定されたことが明らかとなっている。また、デスクトップパソコン・プリンタ等一式33台のうち、捨てられたものもあるし、現在も元議員が使用しているものもあることが明らかとなっている。

り なお、元議員2名は上記②の証言は以下に述べるとおり信用できるものである。

まず、仙台市民オンブズマンが公開質問をした直後の時点では、自由民主党・県民会議が仙台市民オンブズマンにどのように回答するのか決まっていなかった。そのため、仙台市民オンブズマンが公開質問をした直後の時点では、自由民主党・県民会議の執行部から、各所属議員ないし元所属議員に対し、マスコミ取材に対してどのような対応をするのか、まだお触書が回っていないかたど考えられる。自由民主党・県民会議の執行部としては当面各所属議員に対する指導に意識が集中していて、元議員に対する指示については後手に回っていたものとも考えられる。したがって、元議員2名は、仙台市民オンブズマンが公開質問をした直後の時点では、自由民主党・県民会議執行部の束縛を受けずに、自分の記憶に基づいて真実を証言する環境にあった。

また、元議員2名の証言内容は、自由民主党・県民会議が政務活動費で購入して各議員に渡したデスクトップパソコン・プリンタ等を廃棄等したというものであって、自由民主党・県民会議にとって不利な内容となっている。一般に自らが所属していた会派に気を遣って会派に不利な内容を進んで証言することは考えられないにもかかわらず、元議員らがこのように不利な内容を証言していることからすると、元議員らは会派に気を遣わず、特段作偽的に証言をしようという意識もなく、自分の記憶に基づいて証言しようとしたものであると考えべきである。

さらに、デスクトップパソコン・プリンタ等を廃棄したり、退職後も使用したりしていることは、自分の行動に関する事柄であるから、記憶間違いの起きようもない事柄である。また元議員らは最近まで県議会議員を務めて、細かなデータを頭に入れないから県政課題を論じていた者であるから、記憶力等も優れているはずである。したがって、元議員らが記憶間違いをして②のような証言に及んだとも考えられない。

したがって、元議員らの②の証言は信用できるといふべきである。

#### B 自由民主党・県民会議の説明は信用できないこと

a これに対して、自由民主党・県民会議は、仙台市民オンブズマンの公開質問に対する本年9月23日付回答書において、平成26年3月20日に有限会社アケテイブから購入したデスクトップパソコン・プリンタ等一式33台については、会派所属議員が県議会控室以外の拠点で質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信を行うためにパソコンを購入し、会派所属議員に貸与した旨回答した。そして、デスクトップパソコン・プリンタ等一式33台については、減少したパソコン・プリンタ等はないこと、元議員に渡したパソコン・プリンタ等については返却してもらって、新たに当選した議員に貸与した旨回答した。

しかしながら、上記のように、当時の自由民主党・県民会議の議員のニーズを確認せずにデスクトップパソコン・プリンタ等を購入したのであるから、「会派所属議員が県議会控室以外の拠点で質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信を行うため」に購入したという自由民主党・県民会議の説明は後付けのものに過ぎないのであって、信用できない。

c また、上記のように、元議員がデスクトップパソコン・プリンタ等を現在もなお使用していたり、捨てたりしたのであるから、「減少したパソコン・プリンタ等はない」「元議員に渡したパソコン・プリンタ等については返却してもらって、新たに当選した議員に貸与した」という自由民主党・県民会議の説明は元議員らの証言に反し、信用できるものではない。

d さらに、自由民主党・県民会議は、デスクトップパソコン・プリンタ等一式33台のうち2台は会派役員控室で使用していると回答しているところ、現在の会派所属議員は32名であるから、自由民主党・県民会議の説明通りに元議員からデスクトップパソコン・プリンタ等を回収して新たな会派所属議員に貸与したのであれば、会派役員控

室で使っているのは1台であるはずである。

そうであるにもかかわらず、2台が会派役員室にあると自由民主党・県民会議が説明しているのは、明らかに不合理である。このように明らかに不合理な説明をしている点でも、自由民主党・県民会議の説明は信用できない。

Ｃ 小括

このように、自由民主党・県民会議は信用できない説明をしているのであるから、自由民主党・県民会議は適切な反証を全く行っていないというほかはない。したがって、監査に当たって自由民主党・県民会議の説明を聴き取ることだけに終始するようでは、明らかに調査不足である。

(ロ) 行うべき調査の内容

以上述べてきたように、自由民主党・県民会議からの聴き取り調査だけでは適切な反証として全く不十分であることからすると、自由民主党・県民会議には客観的証拠の提出を強く求めるべきである。

具体的には、監査請求書において述べたように、自由民主党・県民会議から各会派所属議員に貸与されているというパソコン等の外觀を写真撮影して提出させたり、パソコンのデスクトップ画面、ウェブブラウザの閲覧履歴・お気に入り、Word・Excel等の利用履歴などを、パソコン画面に表示させて写真撮影させて提出させたりすることが重要である。自由民主党・県民会議がこのような調査への協力を拒むのであれば、適切な反証を行うことを放棄したものであるとして、自由民主党・県民会議等がパソコン等の購入のために充当した政務活動費全額について、違法・不当であると認めるべきである。

添付資料

資料 1 判例タイムズ1323号86頁ないし91頁

資料 2 本件ニュース番組のデータを納めたDVD

第6 監査の結果

1 政務活動費充当事実の確認

監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、次の事項を確認した。

監査対象事項 1 (自由民主党・県民会議による充当) について別紙2のとおり確認した。  
また、監査対象事項 2 (所属議員による充当) に係る政務活動費の充当額について別紙3のとおり確認した。

2 関係人 (自由民主党・県民会議会長) に対する調査結果

自由民主党・県民会議会長に対し、措置請求書の事実関係、請求人の主張に対する見解、パソコン等の管理、使用状況等を4回にわたり書面により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 第1回調査結果

イ 平成28年10月12日付けで提出された措置請求書の事実関係について

措置請求書の別紙一覧表「平成24年～27年度パソコン等支出一覧(自由民主党・県民会議)」(別紙1)に記載されている内容は事実と相違ないですか。

(回答)

相違ありません。

ロ パソコン等の貸与先及び現在の状況について

措置請求書の別紙一覧表(別紙1)に係るパソコン等の購入時の貸与先(所在場所)を教えてください。

なお、その後に貸与先(所在場所)の変更があった場合には、その状況も教えてください。

(回答)

別紙5-1、5-2参照

(注) 回答として表が提出されたが、第4回調査結果と合わせて別紙5-1、5-2に整理した。

ハ パソコン等の購入目的及び使用状況について

措置請求書の別紙一覧表(別紙1) No.1～3及びNo.5の購入目的及び使用状況を教えてください。

(回答)

① 購入目的について

No.1について、インターネットの普及状況から、今後の広範囲な議員活動を果たしていくために、そして、活発な調査研究(質問原稿の作成、議会活動報告の作成・調査、政務調査写真の整理、インターネットによる情報収集など)を図るため、また様々な資料のペーパーレス化に対応できる機器の導入も視野に、購入を決めました。

No.2については、会派で使用していたパソコンのOSが古くなり、また会派全体の政務活動に関する書面の作成や各種会議の議事録の作成、議員連盟の政務調査に関わる勉強会の段取り、県からの主要な事業・政策説明の記録など使用頻度が高く、劣化が著しいため、購入を決めました。また、同時に会派にはカラー印刷ができるプリンターがなく、各議員からの要望も強く導入を図りました。

報 告 書

<p>No.3については、インターネットの普及状況から、今後の広範囲な議員活動を果たしていくために、そして、活発な調査研究（議会活動報告の作成・調査等の記録、政務調査写真の撮影及び整理、インターネットによる情報収集など）を図るため、また様々な資料のペーパーレス化に対応できる機器の導入も視野に、移動可能な機器として、購入を決めました。</p> <p>No.5については、会派議員の2名が会派及び会派所属議員の政務活動に関する様々な資料の作成や記録の補助、各議員連盟活動報告の整理や記録の補助、政務活動会計処理に関わる補助等、会派政務活動に必要な仕事をして頂くために購入を決めました。</p> <p>② 使用状況について</p> <p>No.1については、別表1のとおり各議員に貸与し、貸与先の各議員において、移動可能なパソコンとして、質問原稿の作成、議会報告の作成、政務調査等の記録・報告書の作成、調査写真の撮影・整理、インターネットによる情報収集などの政務活動に使用しています。</p> <p>No.2については、会派政務活動費会計処理、議員連盟関係資料作成などの政務活動に活用されています。</p> <p>No.3については、別表1のとおり各議員に貸与し、貸与先の各議員において、携帯可能なツールとして、議会報告の作成・調査等の記録、調査写真の記録・整理、インターネットによる情報収集などの政務活動に使用しています。</p> <p>No.5については、会派政務活動費会計処理、議員連盟関係資料作成などの政務活動補助業務に使用しています。</p> <p>(2) 第2回調査結果</p> <p>イ 平成28年11月7日付けで回答いただいた「住民監査請求にかかる関係人の調査に関する回答について」においては、パソコンの現状についての管理台帳の写しは提出されませんでした。が、作成していないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>もし、作成している場合は、写しの提出を改めてお願いします。</p> <p>(回答)</p> <p>別紙の表を作成して管理しておりますので、添付いたします。(別紙4-1~4-3)</p> <p>ロ パソコンの管理についての内規、規程、取扱いメモ、会議記録等があれば、写しを提出願います。(購入時の手続、台帳作成や管理番号はりつけ等による管理の方法、廃棄の判断基準等を記載したもの)</p> <p>(回答)</p>	<p>パソコンの管理については、購入当時の会派総会において、</p> <p>① パソコンは会派から所属議員への貸与であるので、適切な管理を行うこと</p> <p>② 政務活動用に使用すること</p> <p>③ 破損などの場合は、会派役員に連絡したうえで対応すること</p> <p>④ 議員の職を離れた場合は、会派に返却すること</p> <p>について会派役員から説明し、全所属議員の了解を得ております。</p> <p>なお、その後に会派に所属した議員については、会派に所属し、パソコンを貸与する際に、このような説明をし、了承を得ております。</p> <p>ハ パソコンの所属議員への貸与についての内規、規程、取扱いメモ、会議記録、所属議員への配布文書等があれば、写しを提出願います。(貸与の手続、使用上の注意事項、破損・紛失した場合の手続、返却時の手続等を記載したもの)</p> <p>(回答)</p> <p>貸与については、回答イの管理台帳により会派役員が確認しながら行っています。</p> <p>添付書類</p> <p>個人貸与ノートパソコンの状況について (別紙4-1)</p> <p>個人貸与タブレットの状況について (別紙4-2)</p> <p>個人貸与デスクトップパソコンの状況について (別紙4-3)</p> <p>(3) 第3回調査結果</p> <p>イ 請求人は「パソコン等を購入するかどうかは会派所属議員個人の判断に委ねられているはずである」と主張していますが、どのように考えますか。会派所属議員の判断で購入・リースしていたパソコンとの機能分担なども含め、会派が購入して会派所属議員に貸与する必要性について教えてください。</p> <p>(回答)</p> <p>個々の議員の判断で購入する場合もあるが、会派としての必要性に基づき購入する場合があります。したがって所属議員個人がパソコン等を購入したからといって、直ちに会派としての購入の必要性が失われることにはならないと考えます。</p> <p>ロ 請求人は「一部の会派所属議員については、供給過剰となっている」と主張していますが、どのように考えますか。複数台パソコン等を使用する必要性について教えてください。</p> <p>(回答)</p> <p>政務活動を補佐する職員等が、事務所などで利用するという実態もあることから、複数台所有について有効であると考えます。政務活動は、会派控室のほか、事務所や自宅、調</p>
---	--

査現場等様々な場所で行われております。

ハ 請求人は「自宅もしくは事務所で使用されているパソコン等は50%に按分されるべき」と主張していますが、どのように考えますか。また、100%充当している理由を教えてください。

(回答)

① 按分されるべきとは、思いません。

② 利用目的として質問原稿等の文書作成、調査などの写真の整理等、政務活動用に使用するために購入し、貸与時には、政務活動用に購入した端末であり、政務活動のみに使用することを説明し、了解を得たうえで貸与していることから、按分は不要であると考えます。

ニ 請求人は「購入金額の水増し分について充当することは許されない」と主張していますが、契約に当たり、見積金額の妥当性をどのように検証しましたか。

(回答)

購入時には、複数の業者から見積もりを取得したうえで、最も低額な相見積もりを提出した業者から購入しており、購入手続きの適正性・金額の妥当性は担保されております。

ホ 自由民主党・県民会議が平成24年度に購入したパソコン等について

(イ) 平成24年度に会派で購入したパソコン等の必要性についての調査・検討内容、台数の根拠及び購入までの手続きを教えてください。また、3回契約するに至った理由を教えてください。

(回答)

① 必要性

インターネットの普及状況から、今後の広範囲な議員活動を果たしていく為に、そして活発な調査研究（質問原稿の作成、議会活動報告の作成・調査、政務調査写真の整理、インターネットによる情報収集など）を図るため、購入しました。

② 検討内容

移動可能な端末等の導入は、前年度執行部から検討しており、検討課題として引き続きを受けた平成24年度執行部において検討した結果、購入を決定したものです。

③ 台数の根拠

会派議員全員と会派政務活動を記録するための事務局用1台を購入しました。

④ 購入までの手続き

会派役員の中で購入を決めた後、ノートPC、会派事務用パソコン、ipadの手配を役員で分担して購入手配しました。

⑤ 3回契約の経緯

担当役員3名がそれぞれの手配した販売店にて購入の為、3月14日、19日、28日の契約に至りました。

ロ パソコン等の契約が年度末となった理由を教えてください。

(回答)

東日本大震災の影響で、選挙の時期が10月となり、会派においても、11月からの新役員体制となり、翌年10月末までの1年間の任期となりました。新会派役員が、11月からの年度計画を立て、11月議会・2月議会と繁忙期を迎える中で、検討を重ね、2月議会終了後に最終決定し、購入することになりました。

ハ 自由民主党・県民会議が平成25年度に購入したパソコン等の契約について

(イ) 仙台市民オンブズマン代表から受けた質問状に対する自由民主党・県民会議の平成28年9月23日付け回答書1-(2)において、会派総会で議決したと回答していますが、必要性についての調査・検討内容及びその議事内容を教えてください。

(回答)

平成26年1月より役員会にて購入するかしないか、の検討を始めております。旧OS(ウインドウズXP)では、平成26年4月でサポートが終了すること、不都合(非常に重く、動きが悪い等)が多い等があります。

こうした事情から新しいOS対応の機種を導入し、共通の機種を持つことは、会派運営に有効であることから、最終的に判断し、購入を決定しています。

ロ 平成24年度に購入したパソコン等を会派所属議員全員に貸与しているのに加え、さらに25年度にパソコン等を購入し貸与した理由を教えてください。

(回答)

平成24年度は、前述でも申し上げているとおり、今後の広範囲な議員活動を果たしていくために、そして活発な調査研究を図るため、会派にて持ち運び可能なノートPCもしくはipadを必要と判断し、活用していただく目的で購入し、貸与しております。

平成25年度は、旧OS(ウインドウズXP)では、平成26年4月でサポートが終了すること、また不都合(非常に重く、動きが悪い等)が多い等から、新しいOSに統一することの必要性を役員間で検討。

そのうえで、会派共通機種の導入により、政務活動への共通活用(議会活動報告の作成や情報収集、政務活動写真の整理等)によるメリットやトラブル時の対応に適しているなどにより購入を決定いたしました。

報 告 書 回 答

(ハ) パソコン等の契約が年度末となった理由を教えてください。

(回答)

毎年11月1日から、新役員体制に移行されます。

執行部ごとに前執行部からの引き継ぎを行い、議会体制の構想や党派としての年度計画を作りま。物品の購入も検討しますが、11月議会、年末・年始、各種行事対応など繁忙期のなかで、検討を積み重ねます。そのうえで、2月議会終了後が区切りとなり、購入時期になりました。

(ニ) 有限会社アケテックと契約した経緯を教えてください。

(回答)

会派で購入が決まり、発注するにあたり、PC購入から設置、プリンターまでの一括した業者を選定することを決め、3社の見積もりを取り、最も有利な条件を出した有限会社アケテックに決定し、契約をいたしました。

(ホ) 上記の契約内容を教えてください。

(回答)

パソコン本体33台、パワーポイント33個、モニター33台、外付けHDD 33台、ウエールスバスター33台、プリンター33台、インク66個、USBケーブル33本、搬入設置費33式、小計12,563,100円、消費税628,155円、トータル13,191,255円の契約となりました。

ト 自由民主党・県民会議が平成24・25年度に購入したパソコン等の貸与先が変更になった場合の手続きを教えてください。

(回答)

会派から貸与する際に、議員の職を離れた時は、会派に返却することを条件としているため、速やかに返却して頂き、新たに会派に所属することになった議員に貸与する事とされています。

会派役員がその確認を行い、台帳に記録することになっています。

チ 請求人が行っている主張・立証に対して、貴会派としての主張・反証があれば教えてください。

(回答)

第一に、情報化時代の中で、パソコン等は議員活動や政務活動において必須の機器であること。

第二に、情報化時代に対応していくためにも、会派としてパソコン等の機器を揃え、議員個々の活動を充実させるよう努めることは、会派としての役割であると考えていること。

第三に、震災後の会派運営は11月に始まり、10月に終わるといいう1年任期であり、4月に始まり3月に終わるといいう行政の会計年度とは違っていることなどを御理解していただきたいと思えます。

(4) 第4回調査結果

自由民主党・県民会議会長に対し、平成24年度から平成27年度までに会派が購入したパソコン等の使用状況及び所在を文書により調査した。また、パソコン等の型番及び製造番号の写真を提出させ、その存在を確認した。その使用状況等については、別紙5-1及び別紙5-2のとおりである。

イ 政務活動に100%利用していますか。利用している場合、そのことを、客観的事実をもって説明してください。

(回答)

① 会派用購入分

100%政務活動に使用しております。

② 会派所属議員貸与分

会派執行部にて100%政務活動用に使用して頂くよう指導しておりますが、客観的事実をもって説明することは、困難であります。

ロ 請求人は、仮に、自由民主党・県民会議が購入したパソコン等が政務活動に直接必要と認められるとすれば、少なくとも平成26年3月20日以降は、同会派議員は全員パソコン等を所有して100%政務活動に使用していたことになるとして、同年月日以降、会派所属議員がパソコン等の購入やリースを続けていたのは、政務活動に直接必要のないパソコン等を購入あるいはリースしていったことになると主張しています。

平成26年3月20日以降にパソコン等を購入あるいはリースした会派所属議員に対して、どのような審査・指導等を行いましたか。

(回答)

会派として個々の議員から政務活動に有用性があり、パソコン機器類の購入・リースの申請があり、それについてチェックのうえ、承認いたしました。

3 関係人（会派所属議員）に対する調査結果

中山翔一議員、石川光次郎議員、佐々木幸土議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中島源陽議員、皆川章太郎議員に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 請求人は、仮に、自由民主党・県民会議が購入したパソコン等が政務活動に直接必要と認め

られるとすれば、少なくとも平成26年3月20日以降は、同会派議員は全員パソコン等を所有して100%政務活動に使用していったことになるとして、同日以降、会派所属議員がパソコン等の購入やリースを続けていたのは、政務活動に直接必要のないパソコン等を購入あるいはリースしていったことになると主張しています。

平成26年3月20日以降にパソコン等を購入する必要性について、複数台のパソコン等の使用形態なども含めて説明をお願いします。

(回答)

イ 佐々木幸士議員

○必要性

政務活動に必要なデータ量が膨大であるため移設が不可能である。

さらに、個人情報保護のためネットワーク環境に置かないパソコンが1台は必要である。

以上の理由で、パソコン等のリース契約を継続している。

○複数台の使用形態

本人と事務員が同時使用することがあるため、複数台所持している。

また、自宅・事務所・携帯用のため複数台所持している。

ロ 石川光次郎議員

リース契約しているパソコン等は、政務活動に必要なデータ量が膨大であるため移設が困難であり、さらに個人情報保護のため、ネットワーク環境に置かないパソコンが1台は必要であるのでパソコン等のリース契約を継続している。

本人と事務員が同時作業することもあるため、複数台所持をしている。

ハ 佐藤光樹議員

平成26年7月16日購入のパソコン代4万3,657円、3分の1の按分率（4年の法定耐用年数と購入時から残存期間48か月分の16か月で計算）で購入したパソコンは、年間40ヶ所から50ヶ所に及び県政報告会にてプロジェクターを活用した映像中心の県政報告会、報告会関係資料などの記録等のため購入しました。

複数台所有についての使用形態は、事務所には事務員さんしており、県議会事務所を運営するにあたり、議員本人、事務員さんそれぞれのパソコンを有しております。

議員本人は、主に議会質問含む議会資料作成、議員活動記録写真保存、県政報告会案内・活動資料作成、各種案内資料作成、県議会だより作成などに使用しています。

事務員さんは、県政報告会関係案内作成や名簿管理、記録写真管理や名刺管理等に活用しています。

以上、私は上記のように複数台のパソコンを活用しています。

ニ 長谷川敦議員

平成26年7月4日購入のノートパソコン代14万円ですが、100%政務活動用として使用することを目的として購入し、そのように利用しておりますが、そのことを客観的事実として説明することは困難であるとの結論に至りました。文書作成や写真保存等、議員としての活動をするにあたりパソコンを購入する必要性はあると考えております。

複数台所有についての使用形態は自宅と事務所それぞれにパソコンを設置し、両方のパソコンで文書作成、記録写真保存、メールの送受信、インターネットによる情報収集等に使用しております。

ホ 中島源陽議員

措置請求書の別紙一覧表（別紙1）の中で、添付の平成26年5月24日付の金額15万円の領収証を基にパソコン等を購入したと指摘されていますが、実際は下記内容の管理委託契約に伴う支出であり、パソコン等購入に係る支出ではないことを申し上げます。

○契約期間

平成26年4月1日より平成27年3月31日までの1年間

○管理委託の主な内容

- ・ホームページのリニューアル作業及び随時の更新
- ・サーバーの管理作業
- ・ウェブサイトのデータ管理と不測の事態に備えたバックアップ
- ・パソコンと周辺機器のサポート

（領収書等添付票添付：平成26年5月24日付の金額15万円の領収証写し）

ヘ 皆川章太郎議員

第一に、平成23年11月に購入しておりましたパソコン「日立プリウス代」100%になっているのですが、確認いたしましたところ新規購入に当たり慣例として、最初の2か月は同時支払でありました。私は2か月分合計の金額に対し按分率を100%としてまいりましたが、正確には按分率は50%でございました。

第二に、平成25年3月に会派からの「東芝パソコン」導入にあたり、H23購入のプリウスパソコンの具合がよくないので廃棄をし、会派からのパソコンを活用いたしました。

但しパソコンソフトリースは4ヶ年の支払い契約のため、更に日立プリウスパソコンから会派からのパソコンへとソフトの移行も伴い、ソフトリースの代金も当然継続して支払いました。会派からの「東芝ノートパソコン」は持ち運びに便利で、主に移動用パソコン

として使い現地調査をはじめとし会議等々有意義に使用させていただきました。しかしながら、平成27年夏ごろ机から落下しました関係もあり調子が悪く現在は廃棄いたしております。

第三に、会派からのデスクトップ型のパソコンにつきましては、事務所兼自宅に設置しインターネットの活用及び各種調査活動の取りまとめ整理等に使用しました。

なお、このパソコンにつきましては平成28年11月に会派にお返ししております。

#### ト 中山耕一議員

平成26年3月20日以降に購入したパソコンは、平成28年4月に購入したデスクトップ1台です。その理由は、平成27年9月11日に発生した関東・東北豪雨災害の時、道路、河川その他現場の状況を見廻っていた深夜に、自家用車が水没し、持ち込んでいたノートパソコンも水没のため使用不可能となったこと、また、平成23年2月に購入したノートパソコンもメモリースティックに反応しないことが多いなどの不具合があり、使いにくくなったことによるものです。

現在は、会派から貸与されたデスクトップを専ら私が政務活動用に使用し、他の正常に機能する2台を妻と事務員が使用しております。

(2) 平成26年7月17日に支払ったノートパソコン代金について、政務活動費（事務費）を按分率100%で充当しますが、その理由を教えてください。

また、100%政務活動に利用していることを、客観的事実をもって説明してください。（長谷川教議員にのみ質問）

(回答)

長谷川教議員

100%政務活動用として使用することを目的として購入したため。

主に議会質問を含む議会資料作成、活動記録の写真保存、各種案内資料作成やメールの送受信、インターネットによる情報収集等に利用しておりますが、そのことを客観的事実をもって説明することは困難であるとの結論に至りました。

よって、50%の按分率で政務活動費を充当することが適当であると考えております。

#### 4 政務活動費充当額の一部返還事実の確認

別紙2のうち、議員個人に貸与した①ノートパソコン、③iPad（会派専用が1台（58,800円）を除く。）、④デスクトップパソコンの政務活動費充当額及び別紙3の⑥ノートパソコンの政務活動費充当額については、按分率50パーセントに相当する8,421,844円（平成24年度分1,756,216円、平成25年度分6,595,628円、平成26年度分70,000円）について、平成28年11月29日付けで収支報告

書が修正され、同年12月5日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。

#### 第7 判断

政務活動費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規則の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合には是正を求めることは知事の責務である。

法が条例等のために委ねる政務活動費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることもあり、基本的に議会の自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務活動費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は、議長の判断を尊重するべきものである。

また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第2条に定める別表及び条例施行規程が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」を具体化したものである。手引きについては、条例及び条例施行規程に明確に位置づけられているものではないことから、法規範性を有するものとは言いえないが、条例を補完する指針として適切に運用されるべきものとして、政務活動費の対象外となる経費や、諸手続などを規定している。

特に、初版となる手引き（平成21年4月）は、請求人らによる宮城県議会の政務調査費に係る監査請求及び訴訟等を契機とし、請求人らとの和解協議と並行して平成21年3月17日に政務調査費に係る運用見直しと併せて県議会で決定されたものである。以上の経緯から手引きは、使途基準の趣旨や具体的内容を示すものとして、具体的支出の使途基準適合性の判断に当たってより所とされるべきものであると解して監査を実施し、判断を行ったものである。

調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえ県議会が定めた手引きに規定する使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたことにより、県に民法第703条に定める不当利得返還請求権が発生し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、不当利得であると解し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するものとして、返還請求の勧告を行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。  
以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

1 監査対象事項1（自由民主党・県民会議による充当）について

請求人は、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等70台の購入金額17,921,506円全額に政務活動費を充当したことについて、パソコン等は、政務活動に直接必要であるとはいえないから、条例及び手引きの事務費の充当指針に違反すると主張しているため、以下3点について判断する。

(1) パソコン等の購入経費に政務活動費を充当することについて  
事務費については、条例第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」と定め、別表では以下のように定めている。

経費	内 容
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費

そして、手引きⅡ-3政務活動費を充てることができる経費の範囲(1)経費と内容①条例第2条別表と主な例において、次のように定めている。

経費	内 容	主 な 例
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等

また、同②政務活動費の運用についての考え方において、次のように定めている。

経費	考 え 方
事務費	政務活動に資する事務の遂行が対象となる。

さらに、手引きⅡ-3-(4)使途項目ごとの具体例において、次のように定めている。

経費	具 体 例
	○会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費

事務費

- ① 事務用品の購入、コピー代、事務機器の修理代、燃料代
- ② 事務用機器（パソコン等）、机、椅子の購入
- ③ コピー代、フックシミリのリース料
- ④ 電話料、インターネット使用料、郵送料

事務用品・事務用機器購入、電話料、インターネット接続料、郵送料、コピー機等リース料 等

(注) 自動車の購入費及び修繕、車検、保険料等の維持管理経費は該当しない。

そして、手引きⅡ-3-(5)費目別の充当指針において、次のように定めている。

経費	内 容
事務用品・備品購入費、リース料	<p>政務活動費は、原則的には政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。</p> <p>このことから、備品や消耗品の購入に政務活動費を充当する場合には、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、領収書等にその品名を明らかにしておく必要がある。</p> <p>購入店で領収書に記載されない場合は、領収書等添付票の余白に議員が付記するものとする。また、その購入価格についても政務活動費を充当する備品という観点から常識的に判断する必要がある。</p> <p>なお、自動車の購入費及び維持管理経費（車検代、保険料、自動車重量税、修繕費等）は、対象経費として認められない。</p> <p>【証拠書類】当該経費の領収書</p> <p>(1) 事務機器等の購入及びリース料 政務活動に直接必要と認められる事務機器等（パソコン、コピー機、フックシミリ等）の購入経費及びリース料に充当することができる。</p> <p>なお、政党活動や後援会活動等と併用している場合は、使用実態に応じて按分する必要がある。</p> <p>(2) 政務活動費の充当が不適当な備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車</li> <li>○ 絵画等の美術・装飾品</li> <li>○ 冷蔵庫、エアコン、応接セット等の備品</li> <li>○ 衣服</li> </ul>

請求人は、「パソコン等を購入するかどうかは会派所属議員個人の判断に委ねられているはずであるから、自由民主党・県民会議が会派所属議員のためにパソコン等をまとめて購入して



貸与する理由はないのであるし、一部の会派所属議員については供給過剰となっていることからすると、自由民主党・県民会議がパソコン等を購入して会派所属議員に対して貸与する必要はないはずである」ので、会派が購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えないから使途基準に違反すると主張する。

自由民主党・県民会議は、パソコン等を会派が購入して所属議員に貸与したことに、第6の2(3)第3回調査結果のとおり、所属議員の現状の政務活動に係る事務への寄与にとどまらず、会派として、所属議員が情報化社会における今後の広範な議員活動及び活発な調査研究を果たしていくためには、パソコン等の利活用促進が一層必要であると考えたこと、会派としての統一機種を導入することで、共通活用及びトラブル対応が容易になること、さらにはOSのサポート終了問題への対応等を挙げ、その必要性を説明している。

条例において事務費は、「会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費」であるとし、手引きにおいて、使途としてパソコン等の購入又はリースを具体例として挙げているのであるから、会派が会派としての目的の下に、所属議員の政務活動のためにパソコン等を購入することについては、手引きに違反するとは言えない。

また、自由民主党・県民会議は、供給過剰との指摘について、第6の2(3)第3回調査結果のとおり、政務活動は、会派控室のほか、事務所や自宅、調査現場等様々な場所で行われるものであり、政務活動を補佐する職員等が、事務所などで利用するという実態もあることから、複数台使用について有効であると説明している。

会派又は議員の調査研究活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、パソコン等の購入又はリースの必要性については会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられていると考えられ、2台以上を使用して政務活動に当てる必要がないとは言えない。

さらに、手引きにおいて2台以上の購入経費に対する政務活動費の充当を禁止する特段の規定はない。

したがって、パソコン複数台の購入代金に政務活動費を充当することが、手引きに違反するとは言えない。

(2) パソコン等の購入経費に政務活動費を按分せずに充当することについては、事務費の按分については、手引きにおいて以下のように定めている。

手引きⅡ-4「支出における留意事項」-(2)「充当の範囲」において、次のように定めている。

充当する範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できない。政務活動費は、当該年度の政務活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。(以下略)

また、手引きⅡ-4-(3)「按分による支出」において、次のように定めている。

① 按分の必要性

会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多い。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが、不適当な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。

② 按分の方法

イ (略)

ロ 活動実績割合等による按分例 (事務所費、事務費、人件費、広報費など)

政務活動 (A%)

政務活動(A%) + 議員(後援会等)活動(B%) + 政党・政治団体活動(C%) + その他活動(D%)

ハ 按分割合が明確にできない場合

2分の1以下で按分する。(2分の1を超える充当には合理的な理由を明記)

③ 按分方法の参考例 (抄)

<事務費 (通信費)>

○政務活動に係る通話時間 (概数)、使用頻度で按分する。

FAXの使用状況のように、一般電話、携帯電話の利用明細を発行してもらい(要申込み、料金月額100円程度)、相手先番号により振り分け、比率を出す方法もある。

通信費を含めその他の事務費についても、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。

請求人は、「自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等については、各会派所属議員が県議会控室以外の拠点、例えば事務所・自宅等で用いられるのであるから、会派所属議員が個人の判断で購入したパソコン等と同様、按分割合を明確にすることはできないと考えるのが合理的である」ことから、その「購入代金について政務活動費を充当できるのは、50%が上限であるというべき」であって、50%を超えて充当した部分には使途基準に違反すると主張する。

自由民主党・県民会議からは、第6の2(3)第3回調査結果のとおり、「利用目的として質問原稿等の文書作成、調査などの写真の整理等、政務活動用に使用するために購入し、貸与時に

は、政務活動用に購入した端末であり、政務活動のみに使用することを説明し、了解を得たうえで貸与していることから、按分は不要であると考えます。」と回答があった。

手引きにおいては、会派又は議員の活動のうち政務活動だけを区分することの困難性を前提として、「按分割合が明確にできない場合」あるいは「実績の把握が困難な場合」については、2分の1以下で按分することを示している。

この点についてさらに調査を行ったところ、第6の2(4)第4回調査結果のとおり、請求人が摘示している金額の総額17,921,506円から、会派役員及び政務活動に従事する会派職員が政務活動専用で使用しているパソコン等を除き、会派所属議員に貸与しているパソコン等については、「会派執行部にて100%政務活動用に使用して頂くよう指導しておりますが、客観的事実をもって説明することは、困難であります。」との回答があった。併せて、「貸与されたパソコン等について、政務活動に使用しているものの、政務活動専用で使用していることについて「客観的事実に基づいた説明」をすることは困難である」とし、個人貸与分の支出額の半分を返還する旨の連絡もあった。

これについては、第6の4のとおり、収支報告書の修正手続を経て、充当した政務活動費の2分の1である8,351,844円を返還したことを確認した。

したがって、「実績の把握が困難な場合」であって50%を超えて充当した事実は認められないことから、手引きに違反するとは言えない。

- (3) 平成26年3月に購入したパソコン等の購入経費に係る疑義について  
手引きⅡ-4-(1)「実費支出の原則」において、次のように定めている。

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することが原則である。(以下略)

手引きⅡ-4-(4)「領収書等への用途等の記載」において、次のように定めている。

収支報告書に添付して提出する領収書その他の記帳書類(以下「領収書等」という。)の写しには、次の事項が記載されている必要がある。

- ① 領収書等の記載事項
  - イ 宛て先、日付、支出金額
  - ロ 領収書作成者の住所・会社名(団体名)・代表者名(氏名)
  - ハ 支出目的：○月分給料として、○月分コピー機リース料として
- ② 領収書等添付票(様式第12号)の記載事項
  - イ 用途内容：領収書等の記載だけでは政務活動との関連性が明らかでない場合に余白

に付記する。J R 運賃(○月○日、仙台ー東京)、△△研修会お茶代など。

ロ 按分による支出額、按分率とその積算根拠、按分による政務活動費支出額を記載

ハ 上限額による支出等：按分による支出以外で、経費の一部に政務活動費を充当した場合、その金額を政務活動費支出額に記載し、理由を余白に付記する。

③ (以下略)

請求人は、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に購入したパソコン等の購入代金については、「発注から搬入に至るまで必要もないのに複数の業者が介在していることから、介在した業者が利益を得られるように購入金額が不当に高く設定された疑いがある」と主張する。自由民主党・県民会議は、第6の2(3)第3回調査結果のとおり、購入に当たって徴収した3者の見積書を提示して「購入手続きの適正性・金額の妥当性は担保されており」としている。

手引きにおいては、Ⅱ-4-(1)「実費支出の原則」における「社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提」とすることを除き、購入契約に関して明記した規定はなく、収支報告書への添付についても領収書等とされているだけであり、契約に係る特別な制限はないものと解される。

したがって、自由民主党・県民会議の購入手続が、手引きに違反するとは言えない。

なお、会派との契約に基づきパソコン等を納品するため、購入先の業者が、他の業者といかなる契約をするかについては、私人間の契約であって、手引きにおいてもこれを制限する規定は存在しないことから、本件監査の対象外であると考ええる。

以上のことから、監査対象事項1に係る自由民主党・県民会議の事務費への充当については、使途基準に反して明らかに違法又は不当であると認められるものとは言えない。

したがって、監査対象事項1に係る請求には理由がないので棄却する。

2 監査対象事項2(所属議員による充当)について

請求人は、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日までに購入し貸与した政務活動のためのパソコン等があることから、自ら購入等する直接の必要はないにもかかわらず、「中山耕一議員は1台、佐藤光樹議員は1台、長谷川敦議員は2台、中高源陽議員は1台、それぞれパソコンを購入しており、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、皆川章太郎議員はパソコン等のリースを続けているのであるから、これらの議員は政務活動に直接必要のないパソコン等を購入したりリースしたりしていたことになる」。したがって、当該7人がパソコン等を購入したりリースしたりしていた費用について政務活動費を充当することは使途基準に違反すると主張している。各議員の回答は第6の3(4)関係人(会派所属議員)に対する調査結果のとおりである。

中島源陽議員については、パソコン等の購入ではなく、ホームページのリニューアル作業及び随時の更新等の管理委託契約に伴う経費であるとの説明があり、回答に添付された領収書により確認した。

また、他の6人については、その購入目的について、移動を伴う県政報告会の開催等に要する機動性の確保、データ保存容量・保管方法、事務員等との同時作業、会派貸与パソコン等の不具合・破損等を挙げ、会派貸与以外のパソコン等に係る購入又はリースの必要性を説明している。手引きにおいては、1の1)において述べたとおり、複数台の購入又はリースについて特別な制限はないものと解される。

したがって、会派所属議員が自らの判断で、自由民主党・県民会議から貸与されたパソコン等以外にパソコン等を購入し、又はリースし、政務活動に使用することが、手引きに違反するとは言えない。

また、長谷川敦議員が購入したパソコンで2分の1を超える按分率で政務活動費を充当したものがあつたことについては、「主に議会質問を含む議会資料作成、活動記録の写真保存、各種案内資料作成やメールの送受信、インターネットによる情報収集等に利用しておりますが、そのことを客観的事実をもって説明することは困難である」として、50%の按分率で充当することが適当であると考えているとの回答があつた。

これについて、第6の4のとおり、収支報告書の修正手続を経て、充当した政務活動費の2分の1である70,000円を返還したことを確認した。

したがって、「実績の把握が困難な場合」であつて、50%を超えて充当した事実は認められないことから、手引きに違反するとは言えない。

以上のことから、監査対象事項2に係る各議員の事務費への充当については、使途基準等に反して明らかに違法又は不当であると認められるものとは言えない。

したがって、監査対象事項2に係る請求には理由がないので棄却する。

### 3 監査対象事項3（利息の取り扱い）について

請求人の主張は、措置請求書での「政務活動費の返還を求めただけでなく、政務活動費の無駄遣い、使い切りを意図的に行つたという事案の悪質さに鑑みて自由民主党・県民会議に対して政務活動費の充当時からの利息の支払いも求めるべきである」とする附帯請求である。

これまで述べたとおり、県が、自由民主党・県民会議に対して政務活動費の返還を求めるとき証拠はないことから、不当利得返還の義務に伴つて、遅延損害金が生じているとは言えない。

したがって、監査対象事項3に係る請求には理由がないので棄却する。

付言－議会に対する要望

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるを得ない。会派及び議員において政務活動費充当の妥当性について説明責任を果たすことが求められる。

したがって、議会及び会派並びに議員におかれては、以下の取組をされるよう引き続き要望する。

1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、議会改革推進会議の議論を通じて、政務活動費に係る制度及び運用に係る改革をさらに推し進めること。

2 会派においては、所属議員に対して指導的立場にあること、さらには、一般県民に対する説明責任を強く意識し、審査・指導体制の強化など必要な措置を講じること。

3 会派及び議員においては、政務活動費を充当して購入した備品等の管理を徹底し、貸出簿や備品台帳の整備など必要な措置を講じるとともに、民主主義の実現に資する制度の趣旨に即り、政務活動費を適正かつ有効に活用すること。

別紙 1 (措置請求書の別紙一覧表)

平成24～27年度 パソコン等支出一覧(自由民主党・県民会議)

No	年月日	金額	支払先	明細	採分率 (%)	備考
1	25.03.14	2,644,431	ニジマキ・オプティクス山崎	・重宝ノートパソコン18台 Dybook Satellite B952/H PB8552HEBPR7A31 ・2400P Office Home and Business 2010 18個 ・L121 光学式79ス M-H2URBK/RS 18個 ・L107-9増設4E/2GB SDY1600-2G/ST 18個 ・NEC/パナソニック PC-MK33LZ2JFSF 1台 ・IO7-9 2GB増設4E/1-DV1600-2G/ST ・IO7-9 17型液晶モニター LCD-AD179GEW ・キー TK-571K(約16,000枚相当) ・キー TK-571Y(約12,000枚相当) ・キー TK-571C(約12,000枚相当) ・複数年保守契約(5年) ・搬入設置料金(本体のみ) ・70センチトラクターキー設定料金	100	
2	25.03.19	778,050	松本事務器株式会社	・キー TK-571K(約16,000枚相当) ・キー TK-571Y(約12,000枚相当) ・キー TK-571M(約12,000枚相当) ・キー TK-571C(約12,000枚相当) ・複数年保守契約(5年) ・搬入設置料金(本体のみ)	100	
3	25.03.28	926,800	ヨドバシカメラ仙台店	Apple/iPad mini MDS33J/A(64GB6774) 1台 Apple/iPad MDS12J/A(64GB7774) 7台 Apple/iPad MDS15J/A(64GB7774) 8台	100	
24年度	2014年度	4,349,281		パソコン・周辺機器他一式33台分 富士通ノートPC(ESPRIMO Core-i5-FMV00702TP) 33台 ・4700P71(Powerpoint2013) 33個 ・IO7-9-23.6型70寸液晶(LCD-MF248WR) 33台 ・IO7-9-外付けHDDモニター17型(HDD-AUT110K) 33台 ・17型A33/71寸複合機(PX-M5040F) 33台 ・17型A33/71寸複合機(PX-M5040F) 33台 ・17型A33/71寸複合機(PX-M5040F) 33台 ・キー TK-571Y(約12,000枚相当) ・キー TK-571C(約12,000枚相当)		
25年度	2015年度	13,191,255		・キー TK-571Y Win8 Pro64/Core i5/3.3GHz/4GB 2台分 ・PC用モニター17型 19.5型9寸液晶モニター2台分 ・4700P71 8本 1台 ・4700P71 8本 1台 ・USB用HUB 4本 1台 ・USBケーブル 3.0m 2本 ・USBケーブル 5.0m 1本 ・設置・取付費 1式		
27年度	2017年度	380,970				
合計		17,921,506				

別紙 2

住民監査請求に係るパソコン等購入状況一覧(自由民主党・県民会議)

※H24～H27年度分

年度	購入(変払期間)	内容	数量	支払先	支払額 (円)	採分率	取付活動費 充当額(円)
H24	①	NEC/パナソニック PC-MK33LZ2JFSF IO7-9 2GB増設4E/1-DV1600-2G/ST IO7-9 17型液晶モニター LCD-AD179GEW キー TK-571K(約16,000枚相当) キー TK-571Y(約12,000枚相当) キー TK-571C(約12,000枚相当) 複数年保守契約(5年) 搬入設置料金(本体のみ) 70センチトラクターキー設定料金	18個 18個 18個 18個 1台 2個 2個 1式 1式 1式	dynabook Satellite B952/H PB8552HEBPR7A31 2400P Office Home and Business 2010 L121 光学式79ス M-H2URBK/RS L107-9 増設4E/2GB SDY1600-2G/ST	2,644,431	100%	2,644,431
H24	②	Apple/iPad mini MDS33J/A(64GB6774) Apple/iPad MDS12J/A(64GB7774) Apple/iPad MDS15J/A(64GB7774)	1台 7台 8台	ヨドバシカメラ仙台店	926,800	100%	926,800
H24	③	富士通ノートPC ESRIMO Core-i5 FMV00702TP 4700P71 Powerpoint2013 IO7-9-23.6型70寸液晶 LCD-MF248WR IO7-9-外付けHDDモニター17型 HDD-AUT110K	33個 33台 33台 33台 33台	(株)アライズ	13,191,255	100%	13,191,255
H27	⑤	Win8 Pro64/core i5/3.3GHz/4GB PC用モニター17型 19.5型9寸液晶モニター2台分 4700P71 HUB 8本 1台 USB用HUB 4本 1台 USBケーブル 3.0m USBケーブル 5.0m 設置・取付費 諸経費 搬込手数料	2台 2台 1台 1台 1本 1本 1式 1式	(株)アライズ	380,970	100%	380,970
合計					17,921,506		17,921,506

別紙 3

住民監査請求に係るパソコン等購入等状況一覧 (自由民主党・県民会館所管議員) ※H26.3.20以降分

議員	年度(入札時期)	内容	支払先	支払額(円)	採分率	受託事業者 担当員(氏名)		
佐々木幸士	H26 ①	H26.4.3 (H27/1-2期) H26.5.7 (H27/1-2期) H26.6.3 (H27/1-2期) H26.7.2 (H27/1-2期) H26.8.4 (H27/1-2期) H26.9.9 (H27/1-2期) H26.10.3 (H27/1-2期) H26.11.4 (H27/1-2期) H26.12.3 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期)	SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F	28,455 28,455 28,455 28,455 28,455 44,280 22,140 22,140 22,140 22,140	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	14,227 14,227 14,227 14,227 14,227 22,140 22,140 22,140 22,140 22,140		
	H27 ②	H27.3 (H27/2-3期) H27.8.3 (H27/2-3期) H27.9.9 (H27/2-3期) H27.10.5 (H27/2-3期) H27.11.4 (H27/2-3期)	SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F	22,140 22,140 22,140 22,140 22,140	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	11,070 11,070 11,070 11,070 11,070		
	石川光次郎	H26 ③	H26.4.3 (H27/1-2期) H26.5.7 (H27/1-2期) H26.6.3 (H27/1-2期) H26.7.2 (H27/1-2期) H26.8.4 (H27/1-2期) H26.9.9 (H27/1-2期) H26.10.3 (H27/1-2期) H26.11.4 (H27/1-2期) H26.12.3 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期)	SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F	496,515 51,030 25,515 25,515 25,515 25,515 25,515 25,515 25,515 25,515	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	248,258 25,515 12,757 12,757 12,757 12,757 12,757 12,757 12,757 12,757	
		H27 ④	H27.3 (H27/2-3期) H27.8.3 (H27/2-3期) H27.9.9 (H27/2-3期) H27.10.5 (H27/2-3期) H27.11.4 (H27/2-3期)	SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F SMTA-F	22,140 22,140 22,140 22,140 22,140	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	11,070 11,070 11,070 11,070 11,070	
		H26 ⑤	H26.7.16 (H27/1-2期)	(株)エフエフエフ エフエフエフ	130,971	1/3	43,657	
		H26 ⑥	H26.1.17 (H27/1-2期) H27.3.18 (H27/1-2期)	NEOL-HAVY AVZ-27-102 レーザプリンタ	140,000 163,600 59,400 363,000	100% 8/48 8/60	140,000 30,600 7,920 178,520	
		H26 ⑦	H26.5.24 (H26.4-H27.3)	AVZ-事務機、4ヶ所管理等の管理	150,000	1/2	75,000	
		H26 ⑧	H26.4.7 (H27/1-2期) H26.5.7 (H27/1-2期) H26.6.3 (H27/1-2期) H26.7.2 (H27/1-2期) H26.8.4 (H27/1-2期) H26.9.9 (H27/1-2期) H26.10.3 (H27/1-2期) H26.11.4 (H27/1-2期) H26.12.3 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期)	AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代	CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96	15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687
		H26 ⑨	H26.10.7 (H27/1-2期) H26.11.2 (H27/1-2期) H26.11.2 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期) H27.1.5 (H27/1-2期)	AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代 AVZ/1-1代	CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96 CF3444-96	15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375 15,375	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687 7,687
		H27 ⑩	H27.10.7 (H27/2-3期)	AVZ/1-1代	CF3444-96	15,375	1/2	7,687
H28 ⑪		H28.4.11 (H28/1-2期)	富士通パソコン代	7-67-64仙台北店	292,125	1/2	146,063	
小計					130,000		65,000	
小計				130,000		65,000		
合計				2,118,426		1,054,383		

別紙 4 - 1

個人貸与ノートパソコンの状況について

議員	平成25年3月貸与	回収・破損等	新任期貸与状況
1 今野隆吉	●		
2 渡辺和香	●		
3 甲沢幸男	●		
4 相沢光枝	●		
5 藤倉知格	●		
6 仁田和廣	●		
7 千葉達	●		
8 畠山和純	●		
9 渥美敏	●		
10 中村功	●	破損	
11 安藤俊威	●	破損	
12 小野隆	●		
13 菅川暉太郎	●	破損	
14 安部孝	●		
15 佐々木征治	●	破損	
16 池田藤彦	●	破損	
17 長谷川洋一	●		
18 中山耕一	●		
19 本木忠一	●	破損	
20 中島源陽	●		
21 佐藤光樹	●		
22 川崎保美	●		
23 外崎浩子	●		
24 石川光次郎	●		
25 只野九十九	●		
26 寺沢正志	●		
27 菊地恵一	●		
28 高橋伸二	●		
29 細川雄一	●		
30 村上智行	●		
31 佐々木幸士	●		
32 長谷川敦	●		
33 石川利一	●		
34 齋藤正美	●		
35 佐々木香蔵	●		
36 守屋守武	●		
37 佐々木賢司	●		
38 横山隆光	●		
39 渡辺隆幸	●		
40 遠藤隼人	●		
41 深谷昇祐	●		
42 庄田圭佑	●		
計	18台	7台	11台

別紙 4 - 2

個人貸与タブレットの状況について

	平成25年3月貸与	回収・破損等	新任期貸与状況
1 今野隆吉	○	回収	●
2 渡辺和喜	○	回収	●
3 中沢幸男			
4 相沢光哉	○		●
5 藤倉知格			●
6 仁田和廣	○		●
7 千葉達			
8 島山和純	○		●
9 渥美敏	○		●
10 中村功			
11 安藤俊威			
12 小野隆	○	回収	●
13 菅川章太郎			
14 安部孝	○		●
15 佐々木征治			
16 池田憲彦			
17 長谷川洋一			
18 中山耕一			
19 本木忠一			
20 中島源陽	○	破損	
21 佐藤光樹	○	破損	
22 川嶋保美	○	回収	
23 外嶋浩子	○	回収	
24 石川光次郎			
25 只野九十九			
26 寺沢正志	○	回収	●(故障により会派保管)
27 菊地恵一			
28 高橋伸二			
29 細川雄一			
30 村上智行			
31 佐々木幸士			
32 長谷川敦一	○		●
33 石川利一	○		●
34 齋藤正美			
35 佐々木喜藏			●
36 守屋守武			
37 佐々木賢司			
38 横山隆光			
39 渡辺勝幸			●
40 遠藤隼人			●
41 深谷晃祐			●
42 庄田圭佑			
計	15台	回収5台 減少2台	13台

※個人貸与のほかに会派用1台があります。

別紙 4 - 3

個人貸与デスクトップパソコンの状況について

	平成26年3月貸与	回収・破損等	新任期貸与状況
1 今野隆吉	○	回収	
2 渡辺和喜	○	回収	
3 中沢幸男	○	(会派へ返還)	●
4 相沢光哉	○		●
5 藤倉知格	○		●
6 仁田和廣	○		●
7 千葉達	○	回収	
8 島山和純	○		●
9 渥美敏	○		●
10 中村功	○	回収	
11 安藤俊威	○		●
12 小野隆	○	回収	
13 菅川章太郎	○	回収	
14 安部孝	○	回収	●
15 佐々木征治	○	回収	
16 池田憲彦	○	回収	
17 長谷川洋一	○		●
18 中山耕一	○		●
19 本木忠一	○		●
20 中島源陽	○	(会派へ返還)	
21 佐藤光樹	○		●
22 川嶋保美	○	回収	
23 外嶋浩子	○	回収	
24 石川光次郎	○		●
25 只野九十九	○		●
26 寺沢正志	○	回収	
27 菊地恵一	○		●
28 高橋伸二	○		●
29 細川雄一	○		●
30 村上智行	○		●
31 佐々木幸士	○		●
32 長谷川敦一	○		●
33 石川利一	○		●
34 齋藤正美			
35 佐々木喜藏			●
36 守屋守武			●
37 佐々木賢司			●
38 横山隆光			●
39 渡辺勝幸			●
40 遠藤隼人			●
41 深谷晃祐			●
42 庄田圭佑			●
会派控え室			4
計	33台		33台

別紙 5 - 1 (パソコン等使用状況)

平成24年度購入

No.	使用者	富士通ノートパソコン		Apple/iPad	
		貸与機器の特定 型番	製造番号	貸与機器の特定 型番	製造番号
1	渡辺 和喜	PE552HEBPR7A31	3D169383H	MD512J/A	DMP.LJMDPF184
2	中沢 幸男	PE552HEBPR7A31	3D169383H	MD512J/A	DMP.LJMDPF184
3	相沢 光枝	PE552HEBPR7A31	3D169370H	MD515J/A	DMP.LJGPEF187
4	藤倉 知格	PE552HEBPR7A31	3D169370H	MD515J/A	DMP.LJGPEF187
5	仁田 和廣			MD515J/A	DMP.LJGPEF187
6	山田 和純			MD515J/A	DMP.LJGPEF187
7	瀧澤 肇			MD512J/A	DMP.LJMANF184
8	安藤 俊威			MD512J/A	DMP.LJMANF184
9	安部 孝	PE552HEBPR7A31	3D169388H	MD512J/A	DMP.LJMWCF184
10	長谷川 洋一	PE552HEBPR7A31	3D169388H		
11	中山 耕一	PE552HEBPR7A31	3D169370H		
12	本木 忠一	PE552HEBPR7A31	3D169370H		
13	中島 源隆				
14	佐藤 光樹				
15	石川 光太郎	PE552HEBPR7A31	3D169387H	MD515J/A	DMP.LJSS9F187
16	佐々木 善藏				
17	只野 九十九	PE552HEBPR7A31	3D169374H		
18	菊地 恵一	PE552HEBPR7A31	4D038573H		
19	高橋 伸二	PE552HEBPR7A31	3D169385H		
20	細川 建一	PE552HEBPR7A31	3D169389H		
21	村上 智行	PE552HEBPR7A31	3D169377H		
22	佐々木 幸士	PE552HEBPR7A31	3D169390H		
23	長谷川 敦			MD515J/A	DMP.LJLGF187
24	石川 利一			MD512J/A	DMP.LJL9MF184
25	渡辺 勝幸			MD512J/A	DMP.LJMB8F184
26	遠藤 隼人			MD512J/A	DMP.LJMB8F184
27	深谷 晃祐			MD533J/A	F4KK752NF198
28	深川 章太郎				
29	千葉 達				
30	中村 功				
31	佐々木 征治				
32	池田 憲彦				
33	寺澤 正志			MD515J/A	DMP.LJ44GF187
34	自由民主党・県民会議員				
計				11	7

No.	使用者	NEC/パソコン		ツリカ-	
		型番	製造番号	型番	製造番号
1	自由民主党・県民会議員	PC-MK312L235SF	33000711A	LD-401792ER-M	G5W108901X3
				FS-5400DN	XRG32301560
計					1

別紙 5 - 2 (パソコン等使用状況)

平成25年度購入

No.	使用者	富士通スナックPC		ツリカ-	
		型番	製造番号	型番	製造番号
1	中沢 幸男	FAW007027P	MA3206139	FX-M5040F	TG4V002145
2	相沢 光枝	FAW007027P	MA3206149	FX-M5040F	TG4V006021
3	藤倉 知格	FAW007027P	MA3206166	FX-M5040F	TG4V002182
4	仁田 和廣	FAW007027P	MA3206140	FX-M5040F	TG4V006020
5	山田 和純	FAW007027P	MA3206159	FX-M5040F	TG4V002165
6	瀧澤 肇	FAW007027P	MA3206152	FX-M5040F	TG4V002896
7	安藤 俊威	FAW007027P	MA3206157	FX-M5040F	TG4V002894
8	安部 孝	FAW007027P	MA3206167	FX-M5040F	TG4V002143
9	長谷川 洋一	FAW007027P	MA3206135	FX-M5040F	TG4V002864
10	中山 耕一	FAW007027P	MA3206148	FX-M5040F	TG4V001011
11	本木 忠一	FAW007027P	MA3206153	FX-M5040F	TG4V003329
12	佐藤 光樹	FAW007027P	MA3206142	FX-M5040F	TG4V000592
13	石川 光太郎	FAW007027P	MA3206182	FX-M5040F	TG4V002899
14	佐々木 善藏	FAW007027P	MA3206136	FX-M5040F	TG4V002186
15	只野 九十九	FAW007027P	MA3206154	FX-M5040F	TG4V000592
16	菊地 恵一	FAW007027P	MA3206137	FX-M5040F	TG4V002142
17	高橋 伸二	FAW007027P	MA3206161	FX-M5040F	TG4V003331
18	細川 建一	FAW007027P	MA3206134	FX-M5040F	TG4V001783
19	村上 智行	FAW007027P	MA3206155	FX-M5040F	TG4V002893
20	佐々木 幸士	FAW007027P	MA3206158	FX-M5040F	TG4V000623
21	長谷川 敦	FAW007027P	MA3206134	FX-M5040F	TG4V002906
22	石川 利一	FAW007027P	MA3206146	FX-M5040F	TG4V002895
23	守屋 守武	FAW007027P	MA3206133	FX-M5040F	TG4V002184
24	佐々木 賢司	FAW007027P	MA3206130	FX-M5040F	TG4V002162
25	横山 隆光	FAW007027P	MA3206151	FX-M5040F	TG4V002852
26	渡辺 勝幸	FAW007027P	MA3206163	FX-M5040F	TG4V002185
27	遠藤 隼人	FAW007027P	MA3206145	FX-M5040F	TG4V002241
28	深谷 晃祐	FAW007027P	MA3206180	FX-M5040F	TG4V000996
29	庄田 圭佑	FAW007027P	MA3206165	FX-M5040F	TG4V002190
30	自由民主党・県民会議員	FAW007027P	MA3206143	FX-M5040F	TG4V002166
31	自由民主党・県民会議員	FAW007027P	MA3206184	FX-M5040F	TG4V002167
32	自由民主党・県民会議員	FAW007027P	MA3206141	FX-M5040F	TG4V001007
33	自由民主党・県民会議員	FAW007027P	MA3206141	FX-M5040F	
計					33

No.	使用者	スナックパソコン		ツリカ-	
		型番	製造番号	型番	製造番号
1	自由民主党・県民会議員	FAW01201SF	MA5803326	LD-A0202ER-M	GAW001107Y4
2	自由民主党・県民会議員	FAW01201SF	MA5803311	LD-A0202ER-M	GAW001104LQ
計					2

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成28年12月26日

宮城県収用委員会

- 1 起業者の名称  
名取市
- 2 事業の種類及び名称  
(1) 種類  
仙塩広域都市計画墓園事業
- (2) 名称  
1号名取市民墓地公園（宮城県名取市小塚原字西土手外、同字中島及び同字大南）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 宮城県名取市小塚原字中島

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1番1	雑種地	雑種地	14	14.71	5.02
2番1	雑種地	雑種地	31,167	31,167.42	18,541.29
25番	雑種地	雑種地	678	678.50	289.41

土地の所在 宮城県名取市小塚原字西土手外

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
41番	雑種地	雑種地	451	451.71	451.71

地番	種類	面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	面積 (㎡)
57番	雑種地	40	40.46	40.46
60番1	雑種地	378	378.13	378.13

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
別紙のとおり
  - 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
  - 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成28年12月12日
- 宮城県収用委員会告示第22号  
名取市起業者の仙塩広域都市計画墓園事業1号名取市民墓地公園（宮城県名取市小塚原字西土手外、同字中島及び同字大南）に係る土地収用事件（仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。  
平成28年12月26日 宮城県収用委員会
- 1 日時 平成29年1月16日（月）午後3時から
  - 2 場所 仙台市青葉区上杉一丁目2-3 宮城県自治会館 200会議室及び201会議室
  - 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等
- 宮城県収用委員会告示第23号  
仙塩広域都市計画名取市民墓地公園事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。  
平成28年12月26日 宮城県収用委員会
- 1 通知すべき書類  
平成28年11月18日付け宮収第41号 審理の開始についての通知書
  - 2 通知を受けるべき者  
引地 幸吉 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市小塚原字小原68番地」  
奥山 直治 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市小塚原字寺田75番地の4」  
相澤 泰浩 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市開上四丁目18番23号」



引地 登 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市牛野字松浦159番地の1」  
新海 真樹 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「愛知県名古屋昭和区広路町字松風園  
68番地の7（松風ハウスA-703号）」  
森 豊弘 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県名取市関上七丁目3番32号」  
齋藤 敏光 住所・常居所不明 ただし、本籍「神奈川県大和市南林間六丁目3691番地」  
遠藤善五郎 住所・常居所不明